

# 令和4年度一般会計予算特別委員会会議録

令和4年3月11日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 17：17

## 【 案 件 】

### 1. 議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算

#### ○委員長

ただいまから令和4年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は5つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款・各条にまたがる質疑、および答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月22日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、あらためてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。

次に、審査は午後5時をめぐりとし、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員ならびに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、事務に支障をきたすことがないように、また、委員会室内の密を避けるためにも、各職場で業務にあたっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただくようお願いいたします。また、会議出席者を最小限度とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

#### ○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第4号 令和4年度飯塚市一般会計予算」の概要について、ご説明いたします。

「令和4年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」をお願いいたします。

一般会計で809億4600万円を予算計上いたしております。令和3年度と比較しますと、53億1900万円の増、率にして7%の増といたしておりますが、これは、好調なふるさと応援寄附金の増加に伴う、事務経費とふるさと応援基金積立金の58億4987万4千円の増、学校給食事業特別会計廃止に伴い、人件費や公債費を含めた学校給食事業にかかる経費を一般会計で計上したことによる5億572万1千円の増などが主な増加要因でございます。

4ページの「当初予算概要書」をお願いします。予算の概要を款・目・事業毎にまとめ、左側に予算書のページ番号を記載し、また、歳出で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」と記載いたしております。このうち、新規事業、及び令和3年度当初予算と比較して増減額が大きい項目の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の約18%を占める市税は、新型コロナウイルス感染症の影響が、令和3年度当初予算時の見込みほど大きくありませんでしたので、市民税で4億4647万円の増、固定資産税で6億1407万8千円の増などを見込み、市税総額では前年度比12億3131万1千円増の144億3892万8千円を計上いたしております。ただし、令和3年度は、国のコロナ対策にかかる固定資産税の軽減措置制度に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金6億2804万5千円がありましたので、実質的な市税総額の増加は6億326万6千円となります。

歳入の約20%を占める地方交付税のうち普通交付税は、令和3年度の実績等を勘案しまして21億円増の145億円を計上いたしております。国の普通交付税の財源不足を補うため振り替えられる市債の臨時財政対策債を含めた、実質的な普通交付税の総額は、前年度予算比2億3500万円増の151億1400万円といたしております。

5ページをお願いします。分担金及び負担金では、学校給食事業特別会計の廃止に伴い、小学校給食費負担金を3億2825万2千円、中学校給食費負担金を1億8909万2千円計上いたしております。

使用料及び手数料のごみ処理手数料は、ごみ袋の値下げなどに伴い、前年度比1億3715万7千円の4億615万円を計上いたしております。

5ページから11ページにかけて記載しております国庫支出金及び県支出金は、歳入の約27%を占め、歳出予算の財源として、合計で前年度比4億2408万8千円増の215億9945万6千円を計上いたしております。このうち、6ページに記載しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、6億円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。寄附金のふるさと応援寄附金は、令和3年度の決算見込額などを勘案しまして、前年度比35億円増の65億円を見込んでおります。

繰入金の財政調整基金繰入金は、当初予算における財源調整で、前年度比2億1553万5千円減の31億2618万1千円とし、ふるさと応援基金繰入金は、令和4年度の寄附金を基金に積み立てたうえで、令和4年度の事務経費に活用する分の41億6880万1千円と、令和3年度以前の寄附金を基金に積立てし、令和4年度事業に活用する分の19億7892万6千円の合計、61億4772万7千円を計上いたしております。

12ページから13ページにかけて記載しております市債につきましては、臨時財政対策債の減等により前年度比23億9850万円減といたしておりますが、楽市・平恒保育所統合事業、道路整備事業、浸水対策事業、文化会館改修事業、体育館等建設事業などの財源として活用するため、総額で43億3500万円を計上いたしております。

13ページをお願いします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の影響などを勘案して71億9757万7千円を計上し、会計年度任用職員人件費総額は16億2930万3千円を計上いたしております。

歳出の約21%を占める総務費は、前年度比49億1632万8千円増の166億9271万6千円を計上いたしております。

14ページをお願いします。財産管理費の穂波庁舎改修事業費では、穂波庁舎の空調設備、トイレの改修工事など2億8255万9千円を計上いたしております。

15ページをお願いします。企画費では、目尾地域振興基本計画事業費で、旧目尾小学校児童館を改修する工事費など1億3325万7千円を計上いたしております。

地域振興費〔コミュニティバス等運行事業費〕のエリアワゴン運行事業費では、市内10地区でワゴン車両による地区内の定時定路線型運行の経費3313万6千円を新規計上し、一つ上のコミュニティバス運行事業費では、飯塚市単独で地域間を運行する路線を4路線から1路線に変更するなど、1866万3千円を計上いたしております。

16ページをお願いします。地域振興費〔定住化促進事業費〕の移住支援助成事業費では、18歳以下の子どもに対する子育て加算として、一人当たり30万円を加算する制度に変更し、500万1千円を計上いたしております。

地域振興費〔新型コロナウイルス感染症対策事業費〕の地域公共交通感染対策支援事業費では、バス事業者、タクシー事業者の感染防止対策を支援するため、923万4千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。交流センター費では、デジタル化推進事業費で、交流センターでのWeb会議等に対応できるよう902万円を計上し、二瀬交流センター整備事業費で4408万7千円、幸袋交流センター整備事業費で2億6749万4千円、鯉田交流センター整備事業費で2789万4千円を計上いたしております。

19ページをお願いします。戸籍住民基本台帳費の戸籍情報ネットワーク連携事業費では、令和6年度から運用開始予定の、本籍地以外の市町村窓口で戸籍証明書等を取得可能とする経費1078万3千円を新規計上いたしております。

歳出の約40%を占める民生費は、前年度比3億8836万8千円増の327億96万5千円を計上いたしております。

社会福祉総務費〔新型コロナウイルス感染症対策事業費〕の生活困窮者食糧支援事業費では、食糧配付等による支援のため、社会福祉協議会に対し補助金を交付するもので、100万円を計上いたしております。

20ページをお願いします。社会福祉総務費〔その他の社会福祉総務費〕の生活困窮者就労準備支援事業費では、引きこもり状態にある方を支援し、将来的な自立を促す支援員を配置する委託料278万3千円を新規計上いたしております。

21ページをお願いします。障がい者福祉費では、障がい児通所支援事業費で前年度比2億3762万1千円増の13億1285万8千円を計上し、障がい者自立支援給付費で前年度比

2億5496万7千円増の40億1358万円を計上し、医療的ケア児等在宅レスパイト事業費で、保護者等の休息時間等の確保のため、訪問看護費用の一部を助成する経費144万円を新規計上いたしております。

22ページをお願いします。児童福祉総務費では、子ども家庭総合支援拠点運営事業費で、要保護児童等への支援をはじめ子ども家庭支援全般に係る業務をするため、心理担当支援員、弁護士を配置する経費等219万9千円を計上し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置する予算は、歳出の冒頭で説明しました人件費に含めて計上しております。その他子どもの居場所づくり支援事業費で、子ども食堂を実施しようとする団体をサポートするコーディネーター配置にかかる委託料や、子ども食堂を実施する団体を支援する補助金の合計で197万1千円を新規計上し、支援対象児童等見守り強化事業費補助事業費で、主任児童委員による見守り体制強化事業にかかる補助金、378万円を計上いたしております。

児童措置費では、保育補助者雇用強化事業費補助事業費で、保育士の負担軽減、離職防止を図るため、保育士資格を有しない保育補助者の雇用経費の補助金3259万2千円を新規計上し、保育士等処遇改善臨時特例補助事業費で、国が制度化した、新型コロナウイルス感染症の対応の最前線で働く方の処遇改善に関する経費5138万4千円を計上いたしております。なお、保育所費の職員給与費（任期付職員分）及び（保育士会計年度任用職員分）、青少年対策費の児童センター運営事業費及び児童クラブ運営事業費、教育費幼稚園費の職員給与費（会計年度任用職員分）、保育士等処遇改善臨時特例補助事業費においても、処遇改善に必要な予算を計上いたしております。

23ページをお願いします。母子父子福祉費の養育費保証促進事業費では、これまでの養育保証契約に要する費用に加え、公正証書による債務名義作成費用についても補助することとし、41万9千円を計上いたしております。

24ページをお願いします。保育所費の楽市・平恒保育所統合事業費では、令和6年度の開所に向けた整備工事など8億5190万7千円を計上いたしております。

扶助費の生活保護扶助費では、コロナ禍における新規の被生活保護者の増加を含んでいますが、全体では減少傾向が続いており、前年度比6億3730万9千円減の86億6920万7千円を計上いたしております。

歳出の約7%を占める衛生費は、前年度比3億4905万8千円減の59億4831万7千円を計上いたしております。

25ページをお願いします。予防費〔新型コロナウイルス感染症対策事業費〕では、ワクチン接種事業費で、4億5925万7千円を計上し、ワクチン個別接種促進事業費で、市内医療機関でのワクチン個別接種の実施を促進するための支援金4180万円を計上し、医療機関デジタル化支援事業費で、ワクチン接種の予約システムを含めた、医療機関のデジタル化経費に対する補助金1350万円を計上いたしております。

26ページをお願いします。健康づくり推進費〔母子保健事業費〕の低出生体重児健康診査事業費では、低出生体重児等医療的ケア児の乳幼児健診を専門機関に委託する経費104万6千円を新規計上いたしております。

27ページをお願いします。環境対策費の浄化槽設置支援融資事業費では、合併浄化槽への転換工事をされる方を対象とした融資制度と、その利子補給経費など209万6千円を新規計上いたしております。

斎場費及び清掃総務費の衛生施設組合費、ふくおか県央環境広域施設組合負担金は、飯塚市斎場の火葬炉修繕、清掃工場の屋根補修などを含み、合計で24億2027万円を計上いたしております。

28ページをお願いします。労働費労働諸費では、コロナ禍における雇用対策として、〔緊急雇用創出事業〕で439万4千円を計上し、再就職応援事業費で4912万1千円を計上い

たしております。

歳出の約2%を占める農林水産業費は、前年度比1億8135万8千円増の12億7319万6千円を計上いたしております。

農業総務費の久保白ダム土地改良費では、津原導水管の更新事業経費を含む補助金7674万円を計上いたしております。この津原導水管更新事業は、商工費商工業振興費の工業用水道事業（資本金）補助事業費でも1291万円を計上いたしております。

農業振興費の〔農業振興事業費〕では、持続可能な地域農業の確立、新規就農者を含む多様な担い手の育成・確保のため、国・県支出金を活用して、各種補助制度にかかる予算を計上いたしております。

29ページをお願いします。農業施設費の防災重点ため池ハザードマップ作成事業費では、防災重点ため池16か所分の自然災害による想定被害を地図化する経費1600万円を計上いたしております。

農業土木費では、鯉田地区遊水池新設事業費で、浸水対策事業として整備した、井手ノ上用水路上流に遊水池を整備するため、用地購入費など1億5581万7千円、農業施設防災減災事業費で、防災重点ため池の地震や豪雨の耐久性評価経費、2850万円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める商工費は、前年度比19億925万8千円減の12億9307万5千円といたしております。

30ページをお願いします。商工業振興費〔商工業振興事業費〕の商店街活性化支援事業費では、コロナ禍における中心商店街の集客方法等の企画立案、空き店舗の有効活用に関する補助金、923万6千円を新規計上いたしております。

31ページをお願いします。商工業振興費〔産学官連携推進事業費〕の大学支援補助事業費では、ふるさと応援寄附金の大学応援寄附金を活用した新たな補助金を加え、合計で3246万9千円を計上いたしております。

商工業振興費〔海外経済交流推進事業費〕の海外展開支援事業費では、海外における事業展開等を実施する事業者を補助する経費56万7千円を新規計上いたしております。

32ページをお願いします。商工業振興費〔新型コロナウイルス感染症対策事業費〕では、キャッシュレス決済推進事業費で521万9千円、地域活性化応援券発行補助事業費で2億2555万3千円、事業継続相談事業費で390万9千円、ウィズコロナ対応事業者支援事業費で1751万5千円、事業継続応援貸付事業費で1億5306万2千円を計上いたしております。

観光費の観光振興費では、AR技術を活用した観光シティプロモーションの経費1349万2千円を新規計上いたしております。

33ページをお願いします。歳出の約6%を占める土木費は、前年度比5億3574万6千円増の47億9531万7千円といたしております。

土木総務費〔定住化促進事業費〕では、住宅改修補助事業費で2004万5千円、戸建て中古住宅取得補助事業費で2200万6千円、住宅取得移住奨励事業費で7002万8千円を計上いたしております。

34ページをお願いします。道路橋りょう新設改良費では、池尻・預坂線道路改良事業費で1054万2千円、立岩・上三緒線道路改良事業費で9402万2千円を新規計上し、〔菰田・堀池地区活性化事業費〕の旧卸売市場周辺整備事業費で、周辺道路の改良や電線等移設経費など5億2019万7千円を計上いたしております。

35ページをお願いします。この菰田・堀池地区活性化事業は、ほかにも都市計画総務費の飯塚駅周辺整備事業費で、飯塚駅の駅前広場整備の設計や、自由通路及び駅舎の整備にかかる経費など1億1651万4千円、街路事業費の西町天道線整備事業費で、交差点等の改良工事

9730万円、公園費の西菰田公園整備事業費で、花市場跡地の都市計画公園の整備経費5760万円を計上し、民生費の保育所費の菰田保育所駐車場整備事業費800万円を含めた総額は7億9961万1千円といたしております。

36ページをお願いします。下水道費〔浸水対策事業費〕では、熊添川流域調整池新設事業費で3660万円、下三緒排水ポンプ場新設事業費で3億3107万7千円、庄司川流域浸水対策事業費で1650万円などを計上し、農業土木費での計上分も合わせた総額は6億369万3千円といたしております。

住宅建設費の相田公営住宅建替事業費では、造成工事など1億4967万5千円を再計上いたしております。

37ページをお願いします。歳出の約3%を占める消防費は、前年度比5億3611万2千円増の20億4491万9千円といたしております。

常備消防費の飯塚地区消防組合費では、組合に対する負担金16億3882万3千円を計上いたしております。

災害対策費の災害時避難所運営事業費では、避難所で使用する公的備蓄物資等の購入費など5854万3千円を計上いたしております。

歳出の約10%を占める教育費は、前年度比3億6834万4千円増の82億4469万9千円といたしております。

38ページをお願いします。事務局費〔体験型キャリア教育事業費〕の体験型キャリア教育事業事務局費では、器具費など1623万8千円を新規計上いたしております。この体験型キャリア教育事業は、小学校費・教育振興費の経済体験学習事業費で、モノやサービスの販売及び購入を体験する学習プログラムをモデル校2校で実施する経費206万4千円、中学校費・教育振興費の生活設計体験学習事業費で、生活設計を体験する学習プログラムをモデル校2校で実施する経費147万円を新規計上いたしております。

小学校費・教育振興費の小学校英語専科指導教員配置事業費では、中学校の英語教諭免許状を保有する方5名を任用する経費2844万円を新規計上いたしております。

39ページをお願いします。小学校費・教育振興費の教育用情報機器整備事業費では、コロナ禍における安定したオンライン配信のため、パソコンやWebカメラを整備する経費などを含め6336万7千円を計上いたしております。同様に中学校費・教育振興費の教育用情報機器整備事業費で、3067万4千円を計上いたしております。

小学校費・学校整備費では、内野小学校大規模改造事業費で、屋内運動場の改修にかかる設計委託料など831万円を、40ページをお願いします、35人学級編成対応事業費で、椋本小学校の普通教室の整備経費6293万8千円を新規計上いたしております。

41ページをお願いします。中学校費・学校整備費の二瀬中学校大規模改造事業費では、プール改修にかかる測量設計委託料など822万円を新規計上いたしております。

42ページをお願いします。公民館費のコミュニティセンター改修事業費では、音響設備、トイレなどの施設全体の改修のため、設計委託料など677万3千円を計上いたしております。

図書館費〔図書館整備事業費〕では、子ども図書館整備事業費で、穂波図書館を子ども図書館として活用することを検討する経費25万5千円を新規計上し、43ページをお願いします、ちくほ図書館整備事業費で、照明・空調設備の改修工事など9359万7千円を計上いたしております。

文化財保護費では、嘉徳劇場管理運営費で、最低限の管理費用244万2千円を計上し、嘉徳劇場保存整備事業費で、文化財としての建物修復、活用策の検討及び計画策定の経費498万2千円を計上いたしております。

44ページをお願いします。文化会館費の文化会館改修事業費では、8億4347万6千円を計上いたしております。

保健体育施設管理費では、コロナ対策としての自動水栓化や器具の購入費を含む7923万9千円を計上いたしております。

保健体育施設整備費では、市民公園テニスコート施設整備費で、コートの人工クレー化を含む改修工事など4億409万2千円を新規計上し、45ページをお願いします、旧穂波東グラウンド施設整備費で、トイレの建替や道路側の防球ネット設置工事など2643万8千円を新規計上し、穎田グラウンド施設整備費で、照明塔の新設など2560万円を新規計上し、庄内野球場施設整備費で、防球ネット設置など4190万円を新規計上し、筑穂多目的グラウンド施設整備費で、暗渠排水の改修工事1140万円を新規計上し、体育館等建設事業費で10億7401万2千円を計上し、グラウンドゴルフ場整備事業費で、令和6年度の供用開始に向けた調査測量設計委託料など、5165万9千円を新規計上いたしております。

学校給食費は、廃止する学校給食事業特別会計から移行したものでございます。なお、令和3年度の額は、特別会計での計上額を記載いたしております。

災害復旧費では、農業施設災害復旧費で、令和3年8月の大雨で被災した白門井堰の復旧費用2億8011万3千円を計上いたしております。

46ページをお願いします。歳出の約9%を占める公債費は、前年度比3億7131万2千円増の71億5971万2千円を計上いたしております。このうち2億4298万7千円は、廃止する学校給食事業特別会計から移行したものととなります。

予備費は、新型コロナウイルス感染症対策など、不測の経費に備え、前年度同額の1億円を計上いたしております。

各費目にまたがって計上しております新型コロナウイルス感染症対策事業費は、追加資料84ページで一覧表を提出しております。総額12億8729万9千円、一般財源額3243万7千円を計上いたしております。

繰越明許費は、穂波庁舎改修事業、以下7件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、本庁舎案内等業務委託料、以下14件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

59ページ以降に、前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。資料の説明は、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

#### ○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。まず、第1款 議会費及び第2款 総務費の質疑を許します。

初めに質疑通告されております、77ページ、財産管理費、その他の財産管理費について、金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

今日からの審議どうぞよろしくお願いたします。ではまず、私から質問させていただきますが、まず初めに、資料要求させていただいておりますので、この資料の説明をお願いいたします。

#### ○財産活用課長

ではまず、提出資料6ページ、資料ナンバー4、学校跡地施設売却の状況をお願いいたします。学校跡地の売却の状況でございますが、令和3年度に予定しておりました対象施設は、旧鎮西中学校、旧潤野小学校、旧穂波東中学校、旧楽市小学校の4か所でした。それぞれの状況につきましては、鎮西中学校は、プロポーザル方式による公募を実施しましたが、事業者が不採用になるなど、結果として、売却に至っておらず、令和4年度中に再度公募を予定しております。潤野小学校は、測量などが終わり、公募に向けて準備を行っており、こちらも来年度中

に公募を予定しております。穂波東中学校につきましては、今年度公募を行い、令和4年2月16日に福岡市の一般社団法人スマートシティと不動産売買契約を締結し、現在、所有権移転登記の手続きを行っております。楽市小学校は、測量が終り、分筆登記を行っておりますので、こちら準備が整い次第、4年度中に公募を実施予定となっております。

○金子委員

この出していただいた4つは、今年度の売却予定で旧穂波東中学校のみ売却ということですよ。その中で、この3つは、令和4年度中に公募予定だったんですけども、また公募を急ぐ理由と公募をどうやって行うのかを、説明をお願いいたします。

○財産活用課長

小中一貫校整備に当たり、起債を活用していますが、その条件としまして、旧校舎などの建物売却または処分することとなっており、その期限が令和4年度末となっていることから、4年度中に公募を行おうとするものでございます。また、公募の方法としましては、今年度も実施しておりますが、飯塚市の附属機関として、飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会を設置し、地域において最もふさわしい活用方法を提案した事業者に売却する公募型プロポーザル方式により売却を実施いたします。

○金子委員

昨年度からやったけど、本当に来年度やらないと厳しいということが本当によく分かります。また、この事業者選定委員の分が出ていますけども、それが14万2千円ということで、このメンバー構成と男女比について教えてください。

○財産活用課長

飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会につきましては、規則を設け、それに沿って運営しております。売却する学校跡地ごとに選定委員会を設置しておりますが、メンバー構成としましては、学識経験者2名、地域住民代表者2名、市職員3名の合計7名で構成しており、そのうち現在まで実施しております鎮西中学校、穂波東中学校の選定委員会での、女性委員はそれぞれ3名となっております。

○金子委員

メンバー構成も女性がいたということで、大変安心いたしました。また、一つだけ売却された穂波東中学校は、一般社団法人と契約ということですけども、この法人でどのように活用していくのか、もう少し詳しく教えてください。

○財産活用課長

穂波東中学校の売却相手方は、一般社団法人スマートシティ代表理事 安永武司、所在は福岡市博多区となっております。こちらの法人は、竹を利用した発電事業や床材、集成材の清掃工場などの運営を目的として設立されており、放置竹林の解消を目指し、竹を有効活用する事業を展開する団体で、飯塚市を含めた福岡県内各地の放置されている竹林から竹を伐採後、2メートル程度に細断して、学校跡地のプール内に集積、浸水させ、加工の下処理を行います。なお今回売却しました穂波東中学校跡地は、民家が隣接していることから、騒音等にも配慮し、この場所での作業工程はここまでで、加工などは、市内の別の場所にて実施する予定となっております。加工品などの販売ルートは決定しているとのことで、将来的には、竹の集成材を使用したモデルハウスを跡地に展示する計画も持っているようでございます。

○金子委員

この放置竹林は本当に大変な問題だと思います、飯塚市内を見ていると、かなりのところで荒れた山林が見られますので、大変いい活用だと思います。しかし残りが、また、この3件あると、今年度から引き続き、続けてやらなくてはいけないということで、かなり厳しい状況ではないかなと思いますので、しっかり考えて、その立地条件に合うものをしっかり選定していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、78ページ、財産管理費、その他の財産管理費について、江口委員の発言を許します。

○江口委員

本日3月11日、東日本大震災から11年目です。またウクライナでは、あのような戦火の中、人々が厳しい思いをしております。特に思いをはせながら、安心安全を守る部分をしっかりやっけていかななくてはと思っております。

財産管理費について資料のほうを出していただきました。まず、資料の説明からお願いいたします。

○財産活用課長

提出資料7ページ、資料No.5、市有財産一覧（不動産）をお願いいたします。財産活用課で管理しております普通財産は、登記地目が宅地や山林、原野など様々でございますが、提出している資料は、17ページの注釈にも記載しておりますように、そのうちの100平米以上の物件を抽出したもので、件数として656件、約304万平方メートルになります。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。本当に、件数としても非常に多い、面積としてもかなりの部分があると考えます。これらについては、どのように管理しておりますか。

○財産活用課長

庁内では、普通財産の処理方針を定め、これに基づき事務を行っております。具体的には、行政財産として活用できるもの以外は、原則として売却または貸付け等を行うこととし、行政財産として利用できるものと、売却、貸付け等の対象とするもの以外の財産につきましては、処分の方針が決定するまで、そのまま管理していくこととなっております。

○江口委員

では、売却に関してお聞きします。売却に関しては、どのような方法で行われていますか。

○財産活用課長

公用、公共用などで使用するため、国などに売却するものを除き、測量などを行い、売却準備が整ったものから売却を実施しております。一般競争入札による売却を原則としておりますが、必要な場合は、まちづくりの観点から地域の活性化につながるよう売却先、活用方法にも配慮して、条件付での一般競争入札やプロポーザル方式などによる売却を実施しております。

○江口委員

では、656件という非常に大きな件数があるわけです。これはもともと普通財産なので、基本的にもう行政目的では使わないよねというところが普通財産ですよ。となると、もう売却もしくは貸付けの対象となるわけですよ。代表質問でしたか、一般質問でしたかの中でも、それを加速するという話がありました。その点についてはどのようにされるのか、お聞かせください。

○財産活用課長

民間事業者から、未利用地の活用方法について、広く提案を求めるサウンディング調査の実施や金融機関、関係機関等との連携を初め、情報発信の強化に努め、未利用地の削減への取組を今後は加速させたいと考えております。

○江口委員

民間企業ないし、民間の方々から申入れをしようにも、市が何を持っているのか分からなければ、申入れのしようがないので、こうやって100平米以上は出していただいたんです。ただこれ、この形では、皆さん方分からないので、ぜひ、地図上に、ここあるんだよというふうな形でプロットしていただいて、ここについては、市が普通財産で持っているんだと、手を挙げる方がおられたら、ぜひ声をかけてくれというふうな、そういった形でやっていくこととかが必要なのではないかと思っております。ぜひその点で、しっかりした努力をお願いしたいと

思います。

○委員長

次に、81ページ、82ページ、企画費、国際化推進事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

予算書の82ページ、総務費、総務管理費、企画費、国際推進事業費、海外プレスツアー企画運営委託料についてをお聞きいたします。まず初めに、この事業の内容と目的はどのようなものかお答えください。

○国際政策課長

本事業につきましては、令和4年4月に実施する事業でございまして、令和3年度に債務負担行為を設定し、準備を進めておりました。本事業の内容としましては、在日外国人メディア関係者、住民に本市を訪れていただき、特色ある事業や先端技術、文化、伝統工芸などの取材を実施するものでございます。本事業の目的は、在日外国人メディア関係者を通じて、その母国等で、本市の魅力をPRすることによって、観光インバウンドや市内事業者の海外販路等に広げることで、地域経済の活性化を図るものでございます。

○守光委員

海外に本市の魅力を発信するとのこと、本市の考えは理解いたします。令和4年4月に実施するとのことでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、事業の実施について、どのようにされる予定なのか、お答えください。

○国際政策課長

令和4年4月に実施する予定でございまして海外プレスツアーについては、取材対象の主たる事業を、飯塚国際車いすテニス大会としておりまして、そのほかにもこの大会に関連する企業や団体、その他市内の特産品、旧伊藤伝右衛門邸、ブロックチェーン技術等の新技術をPRすることとしておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、また主たる事業でございました飯塚国際車いすテニス大会が中止となり、国内選手のみでの代替大会になったこと、また、プレスツアーの実施予定時期において感染拡大が続いているという予測があったこと等を総合的に勘案して、令和4年度に実施します海外プレスツアーにつきましては中止というふうに判断をしております。

○守光委員

在日外国人メディアによる本市の魅力発信事業ですが、今回は新型コロナウイルスの影響により事業を中止されるということですが、他の手法で、本市の魅力を今後どのように対応していくのか、お答えください。

○国際政策課長

飯塚市が事務局を担っております国際に関する団体で、飯塚国際交流推進協議会や、いづか人材育成グループ「ユリシス」の事業で、外国人留学生や外国人技能実習生等の参加を募り、お国料理教室、市のイベント時にお国料理バザーとして出展、またスピーチコンテストを実施していることも、市内に居住する外国人の方々へ本市の魅力を伝える事業でありますし、市民の方と外国人の方が触れ合うきっかけをつくっていると考えております。この外国人の方々が、本市で参加した事業について、SNS等を活用しながら母国等に向けてPRをしてくれることも、本市の魅力発信の一助になるというふうに考えております。

○守光委員

本市の魅力をPRすることは、観光インバウンドの増加や、本市の知名度を今後向上させることになり、さらには市内企業の海外販路開拓につなげていくことで、新たな雇用が創出できる事業だと考えております。あらゆる機会を捉えて、外国人の方々に、今後本市の魅力を知ってもらい、さらに情報発信することに努めていただくことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次の質疑事項については、江口委員より取り下げる旨の申出がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

次に、82ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

82ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費についてお尋ねします。令和4年度の当初予算書では、ふるさと応援寄附金の受入れ額が65億円となっております。これに対しまして、歳出となるふるさと応援寄附金事業費が、総額で106億6882万6千円となっております。この中で、歳入65億円の基金積立金を差引きますと、41億6882万6千円となります。これが実質の歳出予算となるのでしょうかけれども、この歳出予算について、もう少し具体的に分かりやすく、どのような経費として使用されるのか、説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

当初予算概要書に基づきまして、歳出の主な経費についてを答弁させていただきます。まず、返礼品費の算出根拠ですが、ふるさと納税制度で定められております返礼割合基準が、寄附額の30%を上限とすることから、歳入で見込んでおります寄附額65億円、寄附件数では54万1667件を見込んでおります。この65億円の30%となる19億5千万円、並びに送料といたしまして10億5083万4千円、合わせて30億83万4千円を計上しております。次に、本市が契約しております民間ポータルサイトへの返礼品登録や、寄附者への発送管理、ワンストップ特例申請事務、寄附金受領証明書の発送事務などを一括代行委託しております。その事務代行手数料といたしまして、3億745万1千円を計上しております。次に広告料ですが、これまで行ってまいりました関東エリアにおける広報活動を、令和4年度より関西エリア、中部エリアへの大都市圏へ拡大することとしておりまして、5018万6千円を計上しております。次に、ポータルサイト利用料として6億9176万3千円を計上しております。これは、サイトを通して寄附があった際に発生する手数料でございまして、寄附が入らなければ、支払う必要もない成功報酬型のものでございます。以上、簡単ですが、歳出の主な経費についての説明を終わります。

○永末委員

歳出予算の根拠については、理解ができました。歳出費目の中で返礼品費についてお尋ねします。先ほど歳入では、65億円、寄附件数では54万1667件を見込んでいるという答弁でしたけれども、これは寄附者に対する返礼品の送付件数と考えられます。であるならば、全国54万人もの方々に、返礼品を送ることになっています。これは、市にとって、見方を変えますと、飯塚市の情報を全国に発信する大きな機会ではないかなと思います。都市圏から、地方への人の流れが生じていますので、どこの自治体でも、自分たちの存在をアピールするために必死になっています。本市でも同じだと思います。ですので、この返礼品を送るというのは、非常に効率的かつ効果的に本市をアピールするチャンスではなからうかと私はとらえています。

そこでお聞きしますが、現在返礼品の発送の際に、飯塚市をPRするという認識のもと、自治体をアピールするパンフレットなどを入れて送付をされているのか、お尋ねします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

返礼品につきましては、現在、市内145事業者、約660商品をご登録いただいております。寄附者への返礼品につきましては、事業者が準備して発送することとなっております。そ

の際に、市発行のパンフレット等につきまして、特に同封等は行っておりません。

#### ○永末委員

今の答弁ですと、特にそういったことはやってないというふうな、現状はやってないということですけど、これは本当に検討してもらいたいと思います。恐らく事務負担も、それほど変わるものではないんじゃないかなと、ちょっと勝手な想像ですけど、しております。しかも、本市のアピールをダイレクトにですね、直接、特定の方に送れますので、そもそも飯塚市に寄附を行ったという、その時点で飯塚市をしっかりと認知していただいている可能性というのは、非常に高いと思われまますので、一から飯塚市を知ってくださいというふうな、興味を持ってもらう行動をとるといふよりも、はるかに最初のハードルが低い状態だと思いますので、まさに本市のPRができる絶好の機会だと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○特産品振興・ふるさと応援課長

本市にご寄附いただいた皆様には、通信運搬費になるのですが、寄附受領証明書等を必ず郵送しております。その中で市長名による御礼等は述べさせていただいておりますけれども、市のPR冊子等は同封しておりません。また、事業者様によっては、自社の商品カタログ等を入れている事業者様もいらっしゃるれば、市の観光PRチラシを封入して下さっている事業者様もいらっしゃいます。特に、自社商品のカタログ等を入れている事業者様の場合、毎年ご寄附されるリピーターや、事業者様に直接注文が入るといった販路開拓にもつながっているケースがございます。質問議員が言われますとおり、全国の皆様にPRするチャンスであると思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

#### ○永末委員

検討していただけるということですので、ちょっとその経過を見守りたいと思いますが、最後に要望で終わります。この返礼品の中には、いづつかスポーツ・リゾート、リトリートなどの宿泊施設の登録もあるかと思えます。本市への、観光などをPRすることで、新型コロナが落ちつけば、ふるさと納税を使って飯塚に行ってみようというふうな方が出てくるかもしれません。また、特に本市の課題であります移住定住のPRというのをすれば、当然、人口増加につながる可能性が出てきます。そのように、何を売り出すかというところで、かかわる所管がいろいろ変わってくることになるかもしれませんが、ぜひ、連携を図ってやっていただきたいと思えます。

令和2年度、全国で17位、福岡県で1位と、これは本当に素晴らしい成果だと思います。しかも令和3年度は、さらなる寄附が集まっているというふうに聞き及んでおりますので、また、福岡県内でも1番というふうな順位が見られるのかなというふうな期待もしているところです。なかなかまだ伝わっていないんですけど、本市へのふるさと納税が好調であるということは、これは地域経済にも大きく寄与しているわけですから、自治体財政と地域経済を同時に潤しているというふうな制度だと思っています。そういった中ですけど、あえてさらに高い目標を掲げていただきたいというふうには私は思います。令和2年度の全国1位というのは、同じ九州の宮崎県の都城市です。約135億円の寄附で、飯塚市は約44億円でございますから、3倍以上の寄附が集まっています。ここまで来るだけでも、素晴らしい成果だというのは申し上げましたが、しかし逆にここまで来られたわけですから、ぜひ全国の1位というのを目指していただきたいと思えます。私、ふるさと納税が3千万円程度の頃からずっと取組を促してきました。そこから考えますともう200倍ぐらいになっています。ということを考えますと、3倍ですんで、達成できるのではないかなというふうな、期待もしたいなと思っています。寄附者への返礼品を確保することが課題であって、事業者の生産能力も関係しているということは、さきの代表質問でもありましたんで理解はしております。しかし、逆にその分析がしっかりできているのであれば、問題点が分かっていますので、そこに力を入れればいいというふう

なことなのかなというふうにも思っていますので、ぜひとも全国1番を目指して頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

次に、84ページ、企画費、その他の企画費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

84ページ、企画費、その他の企画費、地域ポイント電子化実証事業費についてお聞きいたします。この事業に関しては、今年度についても、自治体マイナポイントをモデル事業として実施されていますが、受託事業者はどこなのか。そしてまた、来年度予算に上がっているわけですが、そこについても同じ事業者でやることになるのかどうか、その点をお聞かせください。

○情報政策課長

令和3年度の自治体マイナポイントモデル事業の受託事業者につきましては、九州電力株式会社でございます。また、令和4年度の地域ポイント電子化実証事業につきましては、令和3年度に総務省の委託事業であります自治体マイナポイントモデル事業で構築をいたしました既存のシステムを活用し、前年度、令和3年度に引き続きまして、ポイントの電子化についての課題や、その効果を検証することといたしておりますので、同じく九州電力株式会社に委託する予定で考えております。なお、課題や効果について検証する実証事業につきましては、令和4年度で終了し、地域ポイントの電子化の方向性や、今後、本格実施する場合の方法等について、検討することといたしておりますので、この結果をもちまして令和5年度以降について決定していくという状況でございますので、現状未定ということで考えております。

○江口委員

この事業は、ある意味、飯塚市が昨年と今年度に打ち出したブロックチェーンに非常に親和性のある事業であると思っています。そう考えると、せっかくの事業が、九州電力さん、市内にも事業所はあるはありますけれど、基本、飯塚の事業者ではないということを考え合わせると、そういったところに、市内の企業にお願いすることができなかつたのかなと思ったりするわけです。令和4年度で一旦終了してということではありますが、もしそのあとで、どんな形であれ、やるのであれば、ある意味市内の企業をしっかりと使うということを考えていただきたいわけです。今年度、来年度と、ブロックチェーンをやっている企業に対してはかなりの金額の補助金が出されています。来年度についても予定されています。そういった補助金でやるのか、例えばこういった実証事業として、きちんと対価としてお支払いするのかというのはやっぱり違うと思いますし、こういった形で実証事業をやるとなると、そうするとある意味、企業にとっては実績がつくれるわけです。実績がつくれると、要するに売り込みにいきやすいんですね。飯塚市でこうやって使っていただいて、こういった効果がありましたという話ができる。そういったことを考え合わせると、令和5年度以降、もし何らかの形でやることを考えるのであれば、そういった点を注意していただきたいと思います。お願いしておきます。

○委員長

次に、85ページ、地域振興費、コミュニティーバス等運行事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

85ページ、地域振興費、コミュニティーバス等運行事業費、エリアワゴン運行事業費についてをお聞きしたいと思います。令和4年度から新たに運行されるエリアワゴン運行事業について、その内容の主なものを、ご説明をお願いいたします。

○地域公共交通対策課長

エリアワゴン運行事業は、令和4年、本年4月から立岩地区、飯塚片島地区を除く市内10地区におきまして、10人乗り以下の予約乗合タクシーや買物ワゴンで使用しているものと同様のワゴン車両による区内定時定路線型運行を行うものでございます。その主な運行内

容につきましては、運行区域は、各地区内及び近接する商業施設等。運行日時につきましては、地区により異なりますがおおむね平日の1日から2日相当分、及び土曜日に運行いたします。停留所、運行ルート、これも地区により異なりますが、まちづくり協議会が運営している買物ワゴンの運行内容を継続するなどして設定しております。運賃につきましては、1回の乗車で100円としており、この運賃につきましては、現在100円券13枚つづりで販売している回数券を14枚つづりとし、1千円では販売するとともに障がい者の介護者割引の適用を行うようにしております。

○守光委員

エリアワゴン運行事業で使用されています車両については、現在の予約乗合タクシーやまちづくり協議会運営の買物ワゴンと同様の、10人乗り程度のワゴン車ということでありませけれども、買物ワゴンの利用状況などを考えると、その車両に乗り切れない、いわゆるオーバーフローの状態になって、乗車できない方が今後出てくる場合があるのではないかと考えられますが、そのような場合への対応については、本市としてどのように考えておられるのか、お答えください。

○地域公共交通対策課長

いわゆるオーバーフロー時の対応につきましては、通常運行しているワゴン車両とは別に、輸送の支援のために、追加の車両を運行するようにいたします。エリアワゴンの乗務員からの状況連絡を受けまして、当該エリアワゴンの運行事業者所有のタクシー車両等を用いまして対応することで、できるだけ迅速に対応したいと考えております。なお、追加車両の利用者の運賃につきましては、エリアワゴンと同様と設定させていただいております。

○守光委員

今回の交通体系や運行計画については、新たなコミュニティー交通体系での運行となるわけでありませけれども、この運行計画の対象期間は、現在どのようになっているのか、お答えください。

○地域公共交通対策課長

今回の新たなコミュニティー交通体系に基づく運行計画期間は、来年度、令和4年度から6年度までの3か年度を対象としております。今回のような交通体系再編等の大規模な見直しは、従来どおり3か年度周期で行い、各交通機関の停留所、運行ルート、運行ダイヤ、運行時間帯等の部分的な運行計画の変更につきましては、毎年度実施したいと考えております。

○守光委員

今回の運行計画は令和4年度が初年度となりますので、今後、実際に運行を実施していく中で、本市市民の皆様からのご意見やご要望が寄せられるのではないかと考えられます。公共交通事業は住民の生活に密接に関わる事業だと思っておりますので、住民ニーズをできる限り反映していただき、より多くの住民の方々が、このエリアワゴンをご利用いただくように取り組んでいただく必要があると考えております。運行計画の改善や変更については、今後どのように行っていくのか、お答えください。

○地域公共交通対策課長

停留所の設置や運行ダイヤの見直し等の部分的な運行計画の変更については、各地区のまちづくり協議会や、個別に寄せられるご意見やご要望、並びに運行状況や利用状況等の分析結果をもとに、運行内容を変更した際の影響や効果等も勘案いたしまして、検討を進め、飯塚市地域公共交通協議会での議論を経て、翌年度の運行計画を決定するような対応を考えております。

○守光委員

エリアワゴンの運行につきましては、住民の方々も最大限に期待をされていると思っておりますので、できる限り住民ニーズを取り入れて、改善を図っていただきたく思っておりますし、柔軟な対応を、これから始まりますので、いろんな課題等も出てくると思っておりますので、一つ一つクリアし

ていただきながら、取組をしていただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、同じく85ページ、地域振興費コミュニティーバス等運行事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上です。エリアワゴン運行業務委託料、債務負担行為負担分、3313万6千円ということです。片峯市長、内住の老人会の皆さんの要望を、ここの多目的ホールで、市長自ら要望を受けて、そして買物支援ワゴンがスタートしたときのことをよく覚えています。無料でということでしたけど、実施し、週1回程度ということだったんですけども、それからいろいろ市としても実施をして、反省もあり工夫もあって、私は100円という有料化による弊害があるかもしれないというふうにも思うんですけど、地元の方々が要望した平日5日含めて土曜日、動けるといのはね、大歓迎だと思います。あまり長くなってもいけないんですけど、このエリアワゴンについて、穂波東、忠隈、忠営の方々にお話ししたところ、もう本当に喜ばれていますよ。78歳のある奥さんが、地域で私が最年少というふうに言われていました。90半ばの方の買物とか頼まれるんですけど、もうどうしようもないということで、私たちはどうなるんだろうというふうに思っていたところ、今度こういうことになったので、本当にここで生きていけるというかな、あと忠隈の住民センター、お風呂がどうだというようなことも言われていましたけど、これについては好判断ではないかというふうに思うんですけど、この間、いろいろ反省、工夫したところがあると思うんですけど、どういったことがあったか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

本市のコミュニティー交通事業の変遷ということになるかと思いますが、合併以前から合併後、平成20年まで、旧4町区域において福祉バス等の運行を実施しておりました。これは旧町内で運行しておりました。その後、平成21年から23年におきまして、旧飯塚市区域を含めた全市区域を対象に、定時定路線型のコミュニティーバスの実証運行事業を実施しております。この運行事業により、全市的な事業展開を試みる中で、市全域に面的に分散する利用状況、路線や地域での利用格差、乗降場所や乗降時間などの多種多様なニーズへの対応等の課題を認識したことから、平成24年から現在に至りまして、コミュニティーバスと予約乗合タクシーの併用方式、地区内と地区間を区分した運行を実施しております。またこの間、中心市街地活性化事業のまちなか循環バス運行、民間路線バス廃止の代替交通機関として、宮若市との共同でのコミュニティーバス運行や、路線ワゴンの運行を行っております。この併用方式の運行において交通空白地解消、多種多様なニーズへの対応の改善等を行っておりますが、コミュニティーバスでは民間バスとの競合、予約乗合タクシーでは予約に対する課題等とともに、市全体の公共交通において、近年、民間公共交通事業の事業縮小や市負担の増加などが生じております。また、一方では、まちづくり協議会による、地区内定時定路線型の買物ワゴンの運行が地域に浸透しているという状況がございまして、これまでの状況の分析結果等を踏まえて今回の変更となっております。

○川上委員

予算書の次のところにもあるんですけど、予約乗合タクシー運行業務委託料、債務負担行為分、6516万4千円と、受付業務のほうも1440万9千円ありますけれども、先ほどから聞いているエリアワゴン運行が、飯塚片島地区及び立岩で運行されないのはなぜか。それから、予約乗合タクシーは引き続き飯塚片島、立岩、菰田において運行しようとしらないのはどういうことなのか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

まず、予約乗合タクシーの運行を行っていない地区といたしましては、質問議員がおっしゃ

いましたように立岩地区、飯塚片島地区、菰田地区が運行をいたしておりません。これにつきましては、民間の公共交通機関の運行状況等を鑑みまして、輸送手段が一定水準充足しているといった状況、また、民間の交通事業者との役割分担を考慮するといった状況から、今後も現在と同様な区域で運行するものとしております。一方、エリアワゴンにつきましては、立岩地区と飯塚片島地区は運行しておりません。菰田地区につきましては、隣接する穂波地区と一体として、運行をするようにしております。この立岩地区、飯塚片島地区で運行していない理由としては、先ほど申しました理由と、まちづくり協議会による買物ワゴンが運行していないという状況、菰田地区につきましては、コミュニティーバスの庄内飯塚線を今回廃止するということになっておりますので、その代替的な手段としてのエリアワゴンの活用ということで、今回運行するように考えております。

○川上委員

市が手当てする公共交通以外の民間の公共交通が、それなりに充足しているから大丈夫でしょうというふうにおっしゃっているんですけど、私が地域で高齢の方とかのお話聞くと、ぜひ走らせてもらいたいという声は強いんです。だから、地域の声、とりわけ高齢者の声を、市役所は把握できていないのではないかと心配するんですよ。1年ごとに見直すと言われましたけど、それにこの問題が対応できるかどうかと思うんですけど、ぜひ改善してもらいたいと、4月から、というふうに思います。

それから委託料なんですけれども、委託先を、コミュニティーバスを含めた3つについてお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

エリアワゴン、予約乗合タクシーにつきましては、それぞれ区内限定の運行となることから、この2つの運行を1つの業務とみなし、地区別で業務を委託したいというふうに考えておるところでございまして、地区別に申しますと、飯塚東、庄内地区のエリアワゴンと予約乗合タクシーを合わせた、私ども区内輸送と言っておりますけれども、区内輸送の事業者は庄内観光、筑穂地区におきましても庄内観光、鎮西地区、二瀬地区は、総合交通、颯田、鯉田、幸袋地区、それぞれ安全タクシー、穂波地区は穂波タクシーとなっております。また、コミュニティーバス、今回新設となります筑穂高田線につきましては、庄内観光が業務を実施することとなっております。

○川上委員

それは、競争入札なんですか、随意契約ですか。

○地域公共交通対策課長

今、申しました運行業務につきましては、プロポーザルで選定をしております。

○川上委員

3か年プランなんですけれども、これは西鉄は3か年、現在の路線を維持するということが前提になってますか。

○地域公共交通対策課長

今後、来年度からの運行につきましては、現状の運行体系をもとに検討を進めた結果となっております。

○川上委員

新型コロナ禍にあって、なかなか西鉄も苦戦という報道があるわけなんですけれども、この3年間、西鉄がきちんと現状の路線を維持すると、路線と運行便数を維持することについては、約束をとれていますか。

○地域公共交通対策課長

今、質問委員がおっしゃいます西鉄との事業継続の約束事ということは、明確には行ってはおりませんが、西鉄側からは、できるだけ今後も事業運営を継続したい旨のご意向をお

聞きしております。

○川上委員

それだと、これまで一方的に撤退していったときと同じ態度ですね。公共交通の協議会の予算も出ていますけど、西鉄は協議会の中でどういう位置にありますか。

○地域公共交通対策課長

西鉄バス筑豊の代表者につきましては、民間公共交通事業者として、一委員として協議会に参画していただいております。

○川上委員

西鉄の、当たり前だけど、同意したプランなんでしょう。ですから、今からでも、片峯市長がいいのではないかと思いますけど、西鉄と話して、3年間は路線をやめたり、便数を減らしたりしないという約束を文書でとるわけにいきませんか。市長、どうですか。

○片峯市長

担当課のほうからも、この計画に至るまでの進捗について、段階的に報告を受けてきました。市民の皆さんだとか、まちづくり協議会の方のご意見もいただきながら、今回進めていき、さらには交通対策審議会の中で、民間事業者等々で、今担当課が申しましたような、地域のタクシーやバス事業者も含めたところの円滑な、また継続的な運営についても、意識しながら、今回の計画を立てたものです。つきましては、実は今質問者がおっしゃっているような、不安材料が現実問題としてございます。本市もそうですし、周りの交通体系状況を見ますと、廃止もしくは減便ということで、どんどん進んできておりますので、本市がそうならないようにということで、実は西鉄バス株式会社筑豊地区の所長さんと直接、市役所で2度お会いしまして、今、川上議員がおっしゃっているようなことについて、直接、私も要望をいたしました。この3年間、変えないでほしいということを行いましたら、極力そういう努力は自社としてもやりますが、何て言えばいいんですかね、会社全体として今非常に厳しい状況なので、確約まではできませんという実情を逆に訴えられました。それから要望が出ましたのが、この状況を維持するために、いきなり廃止ですよとか、減便ですよではなくて、そういう方向性を模索するときについては、うちのほうにも事前にお話くださいと。市民が困らないように対応策を考えなくてはなりませんからという要望も出しまして、その件についてはオーケーをもらいました。逆に向こうからのお願いがありました分は、今自分のところが運行している路線について、できるだけ市の事業としての交通体系との競合がないようにお願いしますという要望はありました。随時また代表者と、ご懸念の件については協議していきたいと思っております。

○川上委員

西鉄本体と、この間、話に行って、どこであったか誰と会ったかもよく分からなかったんだけど、レポートもつくりたくないというような仕事の仕方をしてきているんですよ、飯塚市は。それで、片峯市長が西鉄の筑豊と話をして、そこまでしたというのは、それは大事なことと思うけれど、西鉄の筑豊も本社がこうとえばそうなるわけですから、もう既に本社が筑豊撤退3か年プランとか持っているかもしれないですよ、既に。それをどのタイミングで出すのか、出さないのかと、乗り越えられるのかと。そういうような状況で持っているかもしれない。だから、本社と担当課長も大事と思うけれど、本社と片峯市長が会って、今言ったお話をしてもらうと。そして、約束をとるといのが大事じゃないかと思いますので、それを求めておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、86ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、佐藤委員の質疑を許します。

○佐藤委員

定住化促進事業費についてお伺いいたします。令和3年度と令和4年度に計上している定住化促進事業費の予算額を比較すると、令和3年度は1582万3千円に対し、令和4年度は

877万9千円と減額になっています。その理由をお尋ねいたします。

○総合政策課長

令和3年度に予算計上していた主な事業費の内容につきましては、移住定住PR動画の作成や、移住パンフレットの作成、移住計画ホームページの改修に係る委託料等になりまして、定住化促進事業費予算額のうち、約900万円を占めておりますが、令和4年度の予算計上につきましては、今申しました、作成した移住定住PR動画の情報発信等に係る委託料が主なものとなっており、各作成委託については、今年度で完了することから、その約900万円が全て減額となるのが要因でございます。

○佐藤委員

令和3年度は移住定住PR動画やパンフレットの作成を行い、令和4年度は作成したPR動画の情報発信のための予算を計上しているとのことですが、具体的にどのように実施されていくのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

今年度、新たに作成する移住定住のPR動画の情報発信につきましては、その手法として、ターゲットとしている子育て世代等に興味を持っていただきたいため、YouTubeの広告を用いて、本市の移住サイトである飯塚移住計画への誘導を図りたいと考えております。当該広告による情報発信に関しては、実施結果を分析し、より効果的かつ効率的なPR活動ができるよう努めてまいりたいと考えております。また、先ほどの答弁で申しましたとおり、今年度、移住計画ホームページの改修も行っておりますが、この改修内容につきましては、まず、本市12地区の人口や世帯数、主要交通や公共施設、教育施設の状況が検索できるようになることと、もう1点は昨年10月に福岡県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会福岡県本部とそれぞれ移住定住の住宅等の支援に関する協定を締結し、両協会の協力のもと、ホームページで各12地区の住まいの物件情報が検索できるようになり、本市の移住支援制度の情報とあわせて検索できるようにすることで、移住を考えている方へ、必要な情報の提供ができるものと考えております。ホームページを見られた方からの相談等に対する迅速な対応ができるよう、2月からはリモートによる相談もできるようにしておりますし、今後は移住者の増加に資するよう、ホームページ閲覧者のリピーターをふやすための情報の更新を徹底するとともに、効果的な情報発信に努めてまいります。

○佐藤委員

ここに嘉麻市のパンフレットがあるんですけども、分かりやすく新築して定住すると最大300万円、中古住宅を購入して定住すると200万円、大きく、分かりやすく書いてあります。本市もそういう類いのものと、浄化槽の設置補助金を合わせれば結構な金額になると思いますので、こうしたものを参考にしながら、本市においても移住定住を希望される方が飯塚市に興味を持っていただけるよう、効果的なPRや情報発信を行い、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少の克服に向けて取り組んでいただけますでしょうか、お伺いいたします。

○総合政策課長

今回のホームページの改修等につきましては、移住を考えてある方に分かりやすく、いろいろな情報が取得できるような改修を考えております。今、委員のほうで申されました浄化槽の設置補助に関する情報につきましても、今、別のところにホームページには掲載されておりますけれども、移住定住のページにはリンクされておられませんので、そういった情報もすぐに取り得できるように、掲載のほうを考えていきたいと考えております。

○委員長

次に、同じく86ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

同じく、地域振興費、定住化促進事業費についてお聞きします。予算書の86ページに、定住化促進事業費として、移住コンシェルジュ研修講師謝礼金が計上されています。移住コンシェルジュは令和3年度から設置されているというふうに聞き及んでいるのですが、どのような活動をそもそもされる方なのか、お尋ねします。

○総合政策課長

移住コンシェルジュにつきましては、移住定住を促進するため、移住を希望される相談者に対して、総合政策課の担当職員と移住定住施策の関係課職員が連携し、きめ細やかな対応が行えるよう設置したものでございます。今年度につきましては、移住希望者からの電話や窓口での相談におきまして、そのお問い合わせの内容は地域や学校の情報や住宅関連の支援制度の内容であったり、お子さんの習い事の情報をお知りになりたいなど、多岐にわたるもので、そうした様々なニーズに迅速、丁寧に対応できるよう、移住コンシェルジュが情報収集等を行い、相談者に対するきめ細やかな対応に努めてきたところでございます。また、今年度、実際の事例はございませんでしたが、移住希望者からの相談において、現地への訪問を希望された場合に移住コンシェルジュが各地域に配置している地域サポーターの協力を得ながら、現地をご案内できるような取組についても実施できるよう体制を整備したところでございます。

○永末委員

移住コンシェルジュということでしたので、私は勝手に、どなたか移住の経験のある方で移住されてきた方を、そういうポジションにつけられたのかなと思っていたのですけれど、市の職員の方なんです。関係課の職員の方と連携して、移住相談者のニーズに対して、相談者が欲しい情報を迅速に提供して、きめ細やかな対応を行って、現地案内なども、今後はしっかりとやっていこうというふうな答弁だったかと思うんですけど、令和4年度も同じく、移住コンシェルジュというのをやっていかれるということなんですけれど、その役割でありますとか、事業の内容というのは令和4年度に関しては、どのような形になっていくのか、移住施策を展開していくのかについてお尋ねします。

○総合政策課長

令和4年度につきましては、先ほど佐藤委員の質疑答弁でも申しましたとおり、今年度、作成いたします移住定住のPR動画の情報発信を行うようにしていること、また、2月よりZoomによる移住オンライン相談も開始しておりまして、全国どこからでも相談ができる体制となったことで、移住希望者、相談者が増加することを期待しているところでございます。来年度は本市への移住者をさらに増加させるためにも、移住コンシェルジュがより一層、知識の習得や技術の向上を図るために、移住事業に精通した講師を招聘しての研修会の実施や、他自治体が取り組む移住施策の先進事例などの状況を調査分析し、本市の移住定住施策の推進に役立てていきたいと考えております。本市の強みや魅力の外部への効果的な情報発信力の強化、また、移住希望者、相談者へのきめ細やかな対応、そうした取組により、実際に移住してこられるとなった際には、移住者の方の仕事や暮らしに向き合い、親切丁寧な迎え入れができる体制を構築し、移住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

○永末委員

最後、要望で終わります。今、答弁がありましたように、いろいろなことを考えられながら、何とかきめ細やかな対応をやっていこうというふうな姿勢は伝わりました。ただ、やっぱり先ほども申し上げましたように、市の職員の方であれば役所としてはいろいろな意味で仕事はやりやすいでしょうし、安心感もあるかと思うのですけれど、やはりどうしても、移住者が本当に今何を求めているのかという部分というのは、なかなかこの飯塚市に住んでいる職員の方というのが、どこまでそれに寄り添って、考えられるのかなというのは、その立場的にもちょっとなかなか難しい部分もあるのかなと思ったりもしますので、そういった意味でも、仮に市の職

員の方が担っていくにしても、その視点というのをやっぱり徹底的に研究していただきたいと思えますし、それがもし難しいということであったりすれば、実際の移住者の方と密な連携体制をとられて、実際に何を求めているのかというのを、しっかりヒアリングして取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、88ページ、地域振興費、協働のまちづくり応援補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

88ページの協働のまちづくり応援補助金、600万円についてお尋ねいたします。こちらの、まず内容について教えてください。

○まちづくり推進課長

協働のまちづくり応援補助金につきましては、令和2年4月施行の飯塚市協働のまちづくり推進条例に基づく施策の一つとして、令和2年度より実施しております。事業内容としましては、市民活動の活性化並びに市民自身の手による、地域に密着した公共サービスの充実を図るものとして、具体的には市民活動団体や地域活動団体が自発的かつ主体的に実施する健康福祉、子育て支援、社会教育、スポーツ、文化芸術、人材育成、防災、防犯、交通安全対策、環境保全、災害救援、人権擁護、国際協力等の事業について、不特定多数の者の利益となる先駆的な事業に要する経費として、予算の範囲で補助金を交付するものでございます。

○金子委員

様々な団体に対して補助金を出すという、活動に対して補助金を出すということですが、この補助対象となる団体や補助率、補助金額についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

この補助金の事業区分としては、3つございまして、1つ目は、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体が実施するテーマ事業。2つ目は、地域活動団体が実施するコミュニティー事業。3つ目は、対象団体間で共同して実施するコラボ事業となっております。補助率につきましては、対象経費の4分の3以内で、補助金額につきましては、テーマ事業及びコミュニティー事業が20万円以内、コラボ事業が30万円以内となっております。

○金子委員

テーマ事業及びこれコミュニティー事業ということですね。ありがとうございます。その事業採択とか評価方法があると思えますけれど、それについても教えてください。

○まちづくり推進課長

対象事業の採択につきましては、申請内容に関する審査を行う飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会を、内部組織として設置してございまして、審査基準を設け、その内容に基づき、審査して、事業採択を行っております。

○金子委員

令和2年度から始まったということで、まさにコロナ禍から始まった事業ではありますが、この事業の補助実績についてどうなっているのか、教えてください。

○まちづくり推進課長

令和2年度につきましては、申請件数が6件、うち採択が5件でした。このうち、採択した事業でも2件につきましては、新型コロナの影響などにより取下げとなっております。また、内訳はテーマ事業が3件の実績で、補助金額が合計で45万8千円となっております。次に、令和3年度につきましては、申請件数が9件、うち採択9件で、内訳としまして、テーマ事業が5件、コミュニティー事業が1件、コラボ事業が3件の実績で、補助申請額の合計は202万円となっております。

○金子委員

この飯塚市協働のまちづくり推進条例っていうものは、地域型活動団体やテーマ型活動団体などの連携を推進するというふうに理解しております。先ほどの答弁で、この市民活動団体と地域活動団体が連携するコラボ事業に力を入れていきますということでありましたが、連携するためには、市の力が必要だと思いますけれど、その辺どういうふうに考えているのか、教えてください。

○まちづくり推進課長

今お尋ねの分につきましては、今後、コラボ事業充実も含めまして、考えているところがございますけれども、交付決定時に市のホームページにその事業内容を公表して、事業内容の周知を図るとともに、まちづくり協議会事務局に対しても、各交流センター係長を通じて周知を促しております。今後は事業実績も含め、まちづくり協議会の会議や自治会長会の折に事業内容を紹介するとともに、市ホームページ等においても周知を行い、補助金交付先団体の市民への周知とあわせて、地域団体のコラボ事業につながるよう、紹介に努めてまいりたいと考えているところです。

○金子委員

最後、要望ですけれども、このコロナの間に市民活動というものがかなり減ったように聞いているというように聞き及んでおります。高齢化により、例えば、合唱の団体とかが残念ながらなくなってしまふ、読み聞かせの団体も活動できなくなってしまふということで、かなり活動が縮小化されているように感じておりますので、この活動は活性化になるのではないかと思います。でも残念ながら、この状況の中、また、交流センターを使っていない団体というのもありますし、様々な担当課としっかり連携できている、情報を知っているところもあれば、連携できていないところもあるように感じております。私の知っている市民の方はまさにこの事業自体を全く2年間知らなかったという方がかなり多くいらっしゃいましたので、コラボ事業にしてもそうですけれども、まずは周知の方法を丁寧にしていただきたいと思います。そして様々な交流センターが活性化するよう、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、89ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

私のほうからは、89ページの電算管理費、その他の電算管理費ということで、デジタルトランスフォーメーションの推進事業の予算について聞かせていただきます。デジタルトランスフォーメーションに関しましては、私も以前から一般質問等でもさせてもらってまして、これからの行政運営に欠かせない概念ではなかろうかということで、提案のほうも行わせてもらってきました。実際に今回、次年度にこういった予算がありましたので、ちょっとその中身のほうに気になりまして、質問のほうをさせてもらっています。まず、この事業の目的につきまして、どのように構成されておるのか、答弁をお願いします。

○情報政策課長

本事業につきましては、本市におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、各事業所管課における業務改善への課題の明確化や、実際にデジタルトランスフォーメーションを推進していく職員の意識改革及び人材の育成を目的といたしております。

○永末委員

そうですね、意識改革の部分とか、そういった部分は、私もまあ必要ではないかということで申し上げさせてもらってきました。実際にその目的の部分は今お聞きした分で分かりました。

具体的なその事業の展開の方法、こういった形で進められていくのか、答弁いただけますか。

○情報政策課長

令和4年度におきましては、専門家による管理職向け研修会、一般職向け研修会を開催いたしまして、デジタルトランスフォーメーション推進への考え方や心構えなどについて、事例を交えながら、その職責に応じた研修をしていただきまして、職員の改革意識の高揚を図りたいと考えております。また、デジタルトランスフォーメーション推進の先進自治体職員を招聘いたしまして、各所管課の業務改善に向けたヒアリングのほうに同席をいただきまして、課題の抽出や、効果的なデジタル技術の活用事例などについて、職員と対話をしながら、適切な助言をいただきたいと考えているところでございます。

○永末委員

こういった形で進めるのか、分かりました。やっぱり大事なのは、それ自体をやるのが目的ではなくて、それをやったことによって、こういった形で、どういうところが改善されたのかということかと思えます。その部分につきまして、やはり何らかの成果指標を設けて、しっかりと、チェックをしていくべきだと思うんですけど、その部分に関しましては、どのように考えられますでしょうか。

○情報政策課長

研修会のほうにつきましては、研修後にアンケート調査を行いまして、研修会前後の考え方や、気持ちの変化による影響があったかということを中心に成果したいと考えております。また、各所管課におきましてヒアリングにつきましては、業務改善への課題等の可視化、明確化、検討結果等が成果ということで考えているところでございます。

○永末委員

最後、そうですね、今言われたみたいなのが、一つの成果の指標になるかと思えます。ただ、この前も、新聞等でありましたように、職員の方からも独自の勉強会とかで、そういった改善のボトムアップといいますか、そういう提案とかもあったということですので、そういうのは非常に大事だと思いますし、そういうことが自発的にされているというのは、すごく頼もしさを感じる部分でもありましたので、そういった取組を今後も絶やすことなくやっていただきたいのとあわせて、やはり市長、副市長、当然この重要性を認識されているかと思うんですけども、幹部職員の方も一緒になって、全庁的に取り組んでいかれるべきだと思いますので、その部分を要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく89ページ電算管理費、その他の電算管理費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

89ページ、電算管理費、その他の電算管理費、公衆無線LAN整備事業費の現状課題、今後の展開についてをお聞きしたいと思います。今回、約1千万円ほどの予算が上がっておりますけれども、その現状についてお聞きいたします。

○情報政策課長

市からの情報発信力の強化と、地域コミュニティ及び地形地域経済の活性化の促進を目的といたしまして、平成30年度から整備を進めまして、現在、中央公民館、各地区交流センター及びリトリート屋内屋外テニスコート、穂波福祉総合センターに設置をしている状況でございます。令和4年度につきましては、新体育館への設置費用及び幸袋交流センターの移設経費を計上いたしているところでございます。また、来庁者へのサービス向上を目的といたしまして、本庁舎と同様の民間サービス利用型の公衆無線LANを各支所にも整備することといたしておるところでございます。

○守光委員

令和4年度は新体育館、また幸袋交流センターの移設経費を計上されているということであり、また本庁と同様に各支所にも整備をしていくということでもあります。それを行っていく上で課題等がありましたら、お答えください。

○情報政策課長

本市が設置しております公衆無線LANにつきましては、接続の際に指定したURLを表示することができるようになっておりまして、基本的には本市の公式ホームページを表示するように設定をいたしております。なお、地域コミュニティの活性化等を促進するため、この機能を活用いたしまして、各地域拠点での独自のページを表示することを推奨いたしておりますが、進んでいないというのが現状でございます。また、各端末からの接続時間の制限につきましても、各拠点で実施する事業に合わせて、一部解除することができるなど、公衆無線LANを柔軟に活用していただくようにいたしておりますが、地域によってはあまり活用されていないなどの課題があると認識しているところでございます。

○守光委員

では最後に、今後についてお聞かせください。

○情報政策課長

公衆無線LAN整備事業につきましては、各地域拠点や多くの人が集まる公共施設への整備を実施しており、市からの情報発信力の強化、地域コミュニティ及び地域経済の活性化の促進という目的といたしましては、令和4年度で一定の整備ができているものと考えております。今後は、公衆無線LANを活用した地域コミュニティの事業や、地域拠点をつないでのオンラインによる事業の実施などにより、地域の活性化を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○守光委員

先ほども答弁で言われておりましたけども、課題の中に地域によってはあまり活用されていないということもありますし、中でも接続時間の制限等もあって、ちょっと分かりにくいところとかありますし、せっかく、こういうことをされておりますので、知らない方がおるといふこともありますので、もっともっと周知の徹底も含めて、取り組んでいただきたいということを要望して、質問終わります。

○委員長

次に、89ページ、90ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

守光委員がかなりの部分を聞きましたので、1点だけ。先ほど出ていた接続時間の件なんですけど、確かにコミセンとかでやっていて、調べものをしようと思っつつなぐんだけれど、30分で切れるんですね。そういったものに関して、接続時間の延長、無制限の運用もできるという話があったんですけど、そこについて周知をきちんとしていただきたいというのが1点。そしてまた、このような時代になると、オンラインでの事業というのがかなり増えてきています。そうすると、その設備自体が、あるのかどうなのかというやつが、会場選びのときに特に気になるわけです。今の話だと、現実できるわけですね。ところが、僕らは30分しかつながらないねとなると、ここじゃ駄目だ、そうすると持込みでやろうか、それとも、それがあがる会場を探そうかというような形になってしまいます。ぜひそういった面に関して、例えば営業の方々であれば、事業目的であれば、有料ということもありだと思っんです。こういった形で、私どもは、サービスを提供しますというような形をきちんと明示していただければと思っております。

○委員長

次に、94ページ、人権推進費、人権推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この質問に関連して、22ページから2つ資料を出していただいております。部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧。まず、これについて説明をお願いいたします。

○人権・同和政策課長

提出いたしました部落差別解消推進団体の認定基準と該当団体一覧、及び2008年度以降の交付実績と、上段のほうにご質問のありました部落差別解消推進団体認定基準ということで、第1条から第3条までを抜粋してこの中に載せております。この部分につきましては、部落差別解消推進団体の補助金を支出する際に、補助の対象経費、それから対象団体等の認定に関することを、ここに書いております。

○川上委員

それでは続けて、資料の説明として2008年度以降の交付実績が書いてありますけれども、これはどういうふうに見たらいいですか、説明をしてください。

○人権・同和政策課長

交付実績ということで、ご依頼のありました2008年度以降の交付実績をこちらのほうに載せております。まず、該当団体といたしまして中段に部落解放同盟飯塚市協議会、全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会、この2団体ということで、該当団体は記載しております。その2団体に沿って、下段にあります交付実績を載せております。まず、上段には、各年度を2008年度から2020年度まで載せております。実績ということになっておりますので、現在、令和3年度は進行中でありまして、令和2年度までの実績ということで、確定した金額をこちらのほうに載せております。まず、上段の部落解放同盟飯塚市協議会、2008年度、約4700万円から始まりまして、下段の1番右側に2020年度、約1300万円、それから全日本同和会のほうにつきましては370万円から始まりまして、令和2年度の約110万円ということになっています。この部分につきましては、上段に、先ほどご説明申し上げました認定基準に沿った金額を補助金として、各団体のほうに交付し、精算をして、この金額で最終的に決算をしております。

○川上委員

補助金の積算の内訳をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

積算の根拠としましては、今説明しました交付要綱の中にあります経費の該当区分、別表にあります人件費、事務局費、支部統括活動費、会議費、専門部専門会費、研修費をそれぞれ積算いたしまして、積み上げ方式で補助金の計算をしております。

○川上委員

内訳を聞いていますけれど。

○人権・同和政策課長

失礼しました。令和4年度当初予算の内訳になりますが、まず人件費として856万2千円、事務局費100万円、支部統括活動費202万8千円、会議費及び専門会費として334万6千円、研修費509万2千円、合計の2002万8千円、こちらが部落解放同盟飯塚市協議会の補助金の積み上げになります。それから、全日本同和会になりますが人件費が72万8千円、事務局費12万7千円、会議費、活動費35万2千円、専門部研修費134万1千円、合計の254万8千円となっております。

○川上委員

会議費、活動費というのは何ですか。

○人権・同和政策課長

会議費というのが、旅費、交通費、消耗品、資料代、参加費、賃借料、それから活動費につきましては、非専従役員手当及び担当行動費、旅費交通費、消耗品、賄材料費、通信料などと

なっております。

○川上議員

会議費の中に参加費というのがありましたね。それは何のことですか。

○人権・同和政策課長

参加費になりますが、こちらの分につきましては、人権啓発に関する夏季講座、それから研修会に参加するときの参加費になっております。

○川上委員

活動費の中に手当というのがありましたね。これは何ですか。

○人権・同和政策課長

非専従役員手当及び担当行動費が主なものとなっております。

○川上委員

どういうふうに支給されますか、額は幾らですか。

○人権・同和政策課長

まず、担当行動費になりますが、会議等が開催された場合、1回につき1500円が支給されることとなります。それから、金額につきましては、令和2年度の実績としまして68万8500円という合計額になっております。この内訳としまして、今言った1500円掛けることの459回、これは延べ人数になりますので、何人分ということがちょっと計算上出てきませんが、会議に出席した方々に1500円という形で手当が支給されております。

○川上委員

その会議というのは、飯塚市が呼びかけた会議のことか、それとも部落解放同盟の内部の会議のことか、はっきりしていますか。

○人権・同和政策課長

詳細につきましては全てチェックを入れております。今おっしゃられた、飯塚市が委員として参加をいただいている部分、この分については、出席費用弁償の出していないもの、飯塚市から出ているものについては、この1500円は支出はされておりました。それから、内部の会議等で出席した場合、それから地域での会議に出席した場合について、この1500円というのが支払われております。

○川上委員

確認します。部落解放同盟の内部の会議、あるいは地域での会議に、この1500円は手当として、延べ459回出されているということなんですか。

○人権・同和政策課長

おっしゃるとおりでございます。

○川上委員

そうしますとね、団体としての専従職員がいるわけですがけれども、団体の専従職員の給料を税金で手当として、補助金ということになっているわけですね。その額は先ほど言われた額なわけですか。ちょっともう1回確認したいと思います。何人分とかね。

○人権・同和政策課長

今おっしゃられた専従役員につきましては、現在、令和3年度で申しますと、2名いらっしゃいます。この方たち、2名分で年間で704万円ということになっております。先ほどの1500円につきましては、この704万円以外の部分になります。

○川上委員

専従職員ということは、どうなっていますかね、社会保険料とかかかるわけですか。それは、まさか入れていないよね、どうなっています。

○人権・同和政策課長

今704万円と説明した中には入っておりませんが、保険料として別枠で108万円という

計算になっております。

○川上議員

それは驚きましたけれど、それは、事業所負担というか、団体が事業所として負担する分だけですか。確認します。

○人権・同和政策課長

こちらは団体が支出している分になります。

○川上委員

部落解放同盟というのは、飯塚市にとっては外郭団体なんですか。

○人権・同和政策課長

飯塚市の補完行為を行う団体となっております。

○川上委員

それは何に書いていますか。

○人権・同和政策課長

明確にその部分をうたっている部分はありませんが、先ほど申しました、補助金交付要綱に該当する対象団体として、その中にあります、要旨の中にございます。住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため、これを行う団体をいわゆる差別解消推進団体というふうに考えておりますので、飯塚市においても人権問題に関しましては、重要な課題と捉えておりますので、これに補完をしていただく団体というふうに考えております。

○川上委員

部落解放同盟という組織は、今年、水平社以来ということで、100年たちますというので、あなた方が後援して4月23日に講演するようになっているでしょう。委員長が来るようになっているでしょう。そういう本来は自主的な、ここでも書いているじゃないですか、認定基準の中にも、自主的な団体なんでしょう。なのに、その専従の給料を出す。社会保険料まで税金で持つ。1回会議に出たら1500円税金で出すと。これは自主的なという認定基準と補助金の実態が矛盾していることではないかと思うけれど、どうでしょうかね。

○人権・同和政策課長

先ほど私が読み上げました趣旨の中の自主的というのが、住民の自主的というようなことになっております。それから、

○人権・同和政策課長

今おっしゃったように税金からこの団体に対して補助金を出している部分になりますが、先ほどご説明したとおり、市の大切な課題、人権問題を補完する団体に対して、要綱に沿って補助金を出しておりますので、矛盾はないというふうに考えております。

○川上委員

おかしくないですか。差別の解消なら差別の解消、暮らしの向上なら暮らしの向上でもいいんだけど、飯塚市は、地方公共団体ないし地方自治体としての責務があり、その仕事をする。部落解放同盟は部落解放同盟で、自分たちが信じて、結集しているわけだから、その仕事をする。これは普通に考えたら、協働の関係でしょう。行政の行為をなぜ、自主的であるはずの団体が補完なんかするわけですか。おかしくないですか。それぞれ団体でしょう。だから、あなた方が、補助金を投げ渡すのに便利なように、認定基準とかつくったけど、これそのものの中に現実との矛盾がもう既にあるのではないかと思うわけですよ。そこで、補助金、2008年からでもいいけど、総額で幾らになっていますか。

○人権・同和政策課長

提出しております資料の交付実績を合計いたします。2008年度から2020年までの合計、部落解放同盟飯塚市協議会が、3億4173万1485円。それから、全日本同和会につ

きましては、3366万9205円となっております。

○川上委員

その二つ合わせて幾らですか。

○人権・同和政策課長

約3億7400万円になります。

○川上委員

予算特別委員会が終わるまでに、本市発足以来、だから2か年、2006年、2007年分も含めた、資料も出していただきたいと思います。どこかでもう1回聞きます。それから、こうした事情の中で、監査委員が繰り返し、意見書の中で指摘、あるいは監査の中で指摘をしているんだけど、意見書じゃない、監査の中で指摘していることがあるけど、現在どういう指摘を受けていますか。

○人権・同和政策課長

令和3年度におきます監査の結果がホームページのほうに掲載されております。その内容につきましては、解放同盟がいわゆる補助金外の部分、いわゆる自主財源の中から、ほかの団体に対する負担金を支出しております。その際、本来であれば、自主財源の中から振り込み手数料を払うべきところを、補助金で払っていたという指摘を今回お受けしております。その分につきましては、早急にうちのほうからも指導いたしまして、令和3年度分につきましては、正常な部分で自主財源のほうから支出するように是正しています。

○川上委員

部落解放同盟は、何と説明していますか。

○人権・同和政策課長

今私が説明したとおりに、この部分につきましては自主財源のほうから、振り込み手数料を支払うようにということで説明をしております。

○川上委員

そうじゃなくて、監査委員から指摘を受けるようなことがあったということなんでしょう。そのことについて、どう説明しているかと聞いているわけです。

○人権・同和政策課長

この分につきましては、今後二度とこのようなことが起こらないように、きちんとうちのほうからも、指摘にのっとって説明をして、解放同盟のほうといたしましても、これにつきましてはきちんと是正し、二度とこのようなことがないよういたしますということで回答をいただいております。

○川上委員

その回答は文書で来ているんですか。

○人権・同和政策課長

その分につきましては、口頭でいただいております。

○川上委員

少しね、その指摘をあなた方がいつしたのか、監査委員から指摘を受けてね、いつ行ったのか、そして相手が、いつ、誰が、どういうふうに口頭で言ったのか、ちょっと言ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:30

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

日付につきましては、ただいま確認をしております。その分につきましては、うちの職員、

担当の係長が、部落解放同盟の財務委員長のほうに、このことを告げ、財務委員長のほうより、是正するという回答を得ております。

○委員長

川上委員、新年度予算のほうに若干戻してください。

○川上委員

了解。それが出たらまた質問しましょう。それで、部落解放同盟のメンバーで、飯塚市の審議会等へ選任されている状況をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この分につきましては、令和4年3月1日現在でうちのほうが確認している部分になりますが、まず、飯塚市総合戦略推進会議、委員数が13名のうち1名。それから飯塚市人権教育啓発推進協議会、委員数26名のうち1名。飯塚市人権教育啓発推進協議会常任委員会、委員数13名のうち1名。飯塚市人権教育啓発実施計画策定委員会、委員数13名のうち1名。飯塚市男女共同参画推進委員会、委員数14名に対し1名。飯塚市子ども会、子育て会議、委員数19名に対し1名。飯塚市高齢社会対策推進協議会、委員数20名のうち1名。飯塚市障がい者施設推進協議会、委員数15名のうち1名。最後、9番目になりますが、飯塚市地域福祉推進協議会、委員数18名のうち1名となっております。

○川上委員

この10年ぐらいの間だけでも、ほぼ2年おきに定期監査もするんだけど、監査委員から指摘を受けるような状況が、なかなか改善されない。改善されたかなと思ったら、またこんな感じでしょう。こういう、あなた方には補完をしてもらっている団体とか言うんだけど、今までいろんな、市が施策をこの分野でまともにやろうとしたら、ずっと抵抗してきた団体ではないですか。それをあなたがた答弁してくれた。しかも、こういうふうに監査委員から繰り返し指摘を受けるような団体に、今なっているわけですよ。残念ながら。この団体からですね、市の重要な政策を審議し、提案もしてもらうような審議会に、飯塚市長が推薦依頼とか、出てくださいとか、いつまで言い続けますか。ちょっとお尋ねします。

○市民協働部長

本市のいろんな行政計画を策定する段階においては、いろんな視点が必要となります。したがってそういう視点も必要なために、いろんな団体の方々をお願いをし、そしていろんな視点での行政計画を策定していくということになります。したがって人権問題等に関して言えば、行政の補完的な行為をやっていただいている団体等について、当然出ているということでございます。

○川上委員

質問に答えていないじゃないか。こういうふうにね、繰り返し監査委員の指摘を受けて、なかなか是正しきれない団体に、重要な審議会の委員の選任を依頼するのとか、これからも。今年度。そういうことを聞いているわけですよ。市長、答弁できませんか。

○市民協働部長

先ほどの監査委員の指摘につきましてはですね、平成24年度からずっとしてまいりましたが、監査員の指摘につきましてもですね、当初は、要綱等が不整備だったというようなこと、不存在とか、そういうこともございましたけれども、今は本当にその事務的な手続のミスというところでございますので、これについては、団体のほうも、事務経理上の改善をしてきた状況でございますので、私どもとしては、推薦され得る団体だというふうに思っております。

○川上委員

人的な癒着、それから、財政上の癒着と市民から指摘されても言い訳ができない状態にあると思うんだけど、今年度、この部落解放同盟と、彼らは夏季交渉とか言っていると思うけど、

飯塚市と要求交渉をする予定があるかと思うけど、飯塚市としてはどういうふうになっていますか。

○人権・同和政策課長

このことにつきましては、毎年行っております交渉というふうに、協議だと思っております。今年度につきましても例年どおり開催をする、開催というか、協議する予定としております。

○川上委員

私もたまたまね、立岩会館に行ったときに、老朽化しているから、調査に行ったときに、何だか知らないけど大きい声がして、何やってんだろうと思って見たら、夏季交渉とか書いてあるじゃないですか。あれは協議じゃないですよ。何ですか、大きい声を出して。そうしたことがね、あなたがたが、合併以来、5億円を越すような補助金を渡している団体との関係ですよ。こういう補助金とかいうのは、改めなければ、飯塚市のこの分野の行政がきちんとなっていないし、団体にとってもよくないですよ。このことは指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、99ページ、交流センター費、交流センター施設管理事業費について、江口委員の発言を許します。

○江口委員

99ページ、交流センター費、交流センター施設管理事業費についてお聞きいたします。質問通告では、デジタル化推進事業並びに感染防止対策事業費というふうな形にしておりましたが、デジタル化推進事業費のみについてお聞きいたします。今回の事業内容についてご案内ください。

○まちづくり推進課長

デジタル化推進事業のみということでございます。まず、このデジタル化推進事業につきましては、各交流センターにおいて、まちづくり協議会の構成団体やサークルなどの生涯学習団体などが行う講座や会議などにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づく3密対策を含め、リモート配信による受講等の推進を図ることを目的として、記載した内容の電子データ化ができる、電子黒板というものを整備することにあわせまして、これをウェブ配信、環境の充実も含めてですね、パソコンとそれに付随するウェブカメラやマイク付きスピーカーについて、各交流センターに一式ずつ整備するものでございます。なお、電子黒板はセンター内の移動が簡易なものとして、各研修室で使用できるものと考えているところでございます。

○江口委員

先ほど公衆無線LANの整備事業費のときにもちょっとお話しましたが、いろんな団体があります。今お話しになったのは、まちづくり協議会の構成団体やサークルなどというような話だけでしたけれど、いろんな市民で活動されている団体がございます。そういった団体にも、このあたりについては、使わせていただけるのかどうか、その点いかがですか。

○まちづくり推進課長

本来ですと、この備品整備した内容について、いわゆる備品の使用料などを考えるところでございます。来年度、一応整備を計画しておりますが、この状況を含め、もちろん利用は、どなたも利用できるような形をとりますけれども、今後、その内容のきちんとした構築、これを考えながら、いわゆるこの利用についての約束事を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

次に、101ページ、諸費、LED防犯灯借上料について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

101ページ、諸費、LED防犯灯借上料についてですが、LED防犯と借上料2652万

7千円についてお尋ねします。まず、現在、市内に多くの防犯灯が設置されていると思いますが、この防犯灯設置の本来の目的についてお示してください。

○防災安全課長

LED防犯灯は、市民の身体、生命及び財産を犯罪等から保護するとともに、その被害を軽減し、もって市民生活の安寧秩序を保持し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与することを目的に設置しているものでございます。

○土居委員

そのような目的で設置されている防犯灯ですが、現在、自治会において、電気代を負担しているものと、市が電気代を負担しているものがあるかと思えます。この設置の違いについて基準等がありましたらお示してください。

○防災安全課長

自治会内の防犯灯の設置に関しては、原則、各自治会において電気代等を負担していただいております。市が電気代等を負担する場合につきましては、設置基準に基づき、自治会境で徒歩による利用者が多い道路や周辺に集落がなく、通学路や公共交通機関の乗降場への通り道となっている道路などに設置を行っているところでございます。

○土居委員

それでは現在、市全体で、LED防犯灯は何灯と設置されており、そのうち自治会と市の設置数は、それぞれ何灯ずつになっているのか、お答えください。

○防災安全課長

令和3年4月1日現在の数でお答えさせていただきます。LED防犯灯は全体で1万2378灯設置しており、このうち自治会負担のものが9649灯、市負担のものが2729灯になっております。

○土居委員

1万2千灯を超える数の防犯灯が市に設置されているということですが、この防犯灯の維持管理にかかる経費については、どのようなものがありますか。

○防災安全課長

現在、LED防犯灯については、平成25年度から令和5年度までの10年間のリース事業で行っております。このため、維持管理に係る経費につきましては、基本的にはLED防犯灯借上料と、市が負担する防犯灯の電気代ということになります。まず、故障等がありましたら、リース事業者での交換等の対応をしてもらっているところでございます。

○土居委員

リース事業は令和5年度で終了ということですが、リース事業が終了した後については、どのようにされるのか、お尋ねします。

○防災安全課長

本事業の賃貸借契約では、本事業により導入したLED照明については、リース期間終了後、発注者に所有権を無償譲渡するとなっております。リース終了後は、一旦、市が無償譲渡を受ける形になると考えますが、この事業が開始されるとき、防犯灯の所有者は各自治会と飯塚市となっておりますので、現在、電気料金の支払いに対し、お返しすることになると考えますが、その後の対応につきましては、まだ検討を行っているところであります。なお、リースが終了する前までには方向性を決め、各自治会等へ説明等を行っていくように考えております。

○委員長

次に、101ページ、諸費、空家対策事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

101ページ、空家等対策事業費、その次のページ、102ページに老朽危険家屋解体工事、そして老朽危険家屋解体撤去補助金がございますが、この老朽危険家屋解体工事費につきまし

ては、390万円予算計上されております。この工事費につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び飯塚市空家等の適切な管理に関する条例に基づく、危険度判定を行い、特定空家等に当たると判断された空家等が、倒壊が著しく、また保安上危険な状態であると判断された場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、解体を実施されていると、このように思いますが、これまで代執行により解体をされた実績についてお尋ねをいたします。

○建設政策課長

老朽危険家屋等解体工事費につきましては、代執行時に必要とする解体工事費を計上しております。令和4年度2月末時点で、4回の代執行を実施しております。解体を実施しました年度別にてお答えします。1回目は、平成27年度、西町地区にて1件。次に、平成28年度に同じ西町地区にて1件。平成30年度に、伊岐須地区にて1件。最後に令和元年度に、菰田地区において、1件執行しております。なお、空家対策の推進に関する特別措置、第14条第9項及び第14条第10項に基づき、代執行を実施しております。

○田中裕委員

これまで合計4回の代執行をされたということでございます。平成27年度、28年度、30年度、令和元年度、この4回ということでございますが、この令和元年度を最後にそれ以降は実施をされていないということでございます。今後、この解体を予定している老朽危険家屋はあるのか。また、そういう予定している老朽危険家屋がないということであれば、この390万円の予算要求は、どのような理由でされているのか、お尋ねをいたします。

○建設政策課長

現在、確認できております老朽危険家屋、特定空家等につきましては、自主的な対応の意思を示していることから、現時点におきましては、代執行に至るものはないと認識しております。予算要求の要件としましては、そのまま放置すれば倒壊等が予測され、保安上危険となる恐れがあり、適切な管理が行われていない空家を対象としております。具体的に実施箇所を確定しているものではなく、近年、全国的に頻繁に発生しております想定外の災害等の原因により、所有者等が不明な空家の倒壊等の恐れが生じた場合などにも対応するものとしております。また、危険度を判定する調査評点の合計が150点以上となる建築物が、老朽危険家屋、特定空家等の判断としております。

○田中裕委員

予定しているものはないけれども、いざというときに備えているというご答弁だと思いますが、まずそれに関連するものとして質問をさせていただきます。今、ご答弁いただきました老朽危険家屋解体工事の代執行の対象物件となる基準といたしましては、調査評点が150点以上とのことでしたが、もう一つございます。老朽危険家屋解体撤去補助金、これもございます。こちらは先ほどの老朽危険家屋解体工事とはちょっと意味合いが違う。これは所有者が自ら解体する場合、解体撤去のための解体撤去補助金となっておりますけれども、この補助金を受け取るための判定基準というものがあるかと思えます。どのような基準なのか、簡単に結構でございますので、ご説明をお願いいたします。

○建設政策課長

生活環境の保全及び安全安心な防犯防災のまちづくりの推進を図るため、平成25年4月1日から施行しております飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の交付要綱に基づき交付するものがございます。まず、補助金を受けることができる方としまして、現存する老朽危険家屋の所有者等で、市税の滞納のないもの、また、前項の所有者等から、老朽危険家屋の解体または撤去についての委任を受けた者等としております。また、家屋の判定基準についてですが、評価区分として、構造の一般の程度、構造の腐朽または破損の程度、防火上または避難上の構造の程度、排水設備の4つがございます。項目として、基礎、外壁、土台、柱または梁、外壁、屋根、雨水の各状況、状態の評点判定において、合計100点以上である家屋が老朽危険家屋

解体撤去補助金の対象としております。なお、評価点の高い順にてご説明いたしますと、基礎、土台、柱または、梁の腐朽により崩壊の危険があるものが、評点100点としております。基礎に不同沈下のあるもので、土台または柱の数々に腐朽または破損があり、大改修を要するもの、並びに屋根が著しく変形したものの評点を各50点としております。

○田中裕委員

それでは補助金制度ができて、補助金を活用して解体された件数、どのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

○建設政策課長

過去3年間の年度別、執行状況にてお答えさせていただきます。令和元年度が21件、令和2年度が20件、令和3年度2月末現在となりますが、21件となっております。

○田中裕委員

大体、今のご答弁によりますと、毎年20件程度だということですが、今回の撤去補助金、1千万円の内訳が、上限の50万円掛ける20件というふうに計上されておりますが、この1千万円を超えた場合、その時点で打切りなのか、それとも、補正か何かで増額をされるのか、この点はどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○建設政策課長

この飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の交付につきまして、平成25年度より開始しております。過去3年間の年度別相談件数にてご説明いたします。令和元年度は28件、令和2年度が31件、令和3年度2月末現在で24件の相談件数に対しまして、補助金交付において、解体を実施されました件数は、令和元年度が21件、令和2年度は20件、令和3年度は2月末現在で21件となっております。年度中の予算執行状況にもよりますが、相談件数によっては補正対応も必要かとは考えております。今までの申請件数を踏まえまると、現在の予算で充足しているものと考えております。また、年度末ごろに相談がありました場合、今回の本会議での議決をいただきましたら、来年度予算での対応として考えております。

○田中裕委員

実は私の実家、旧筑穂町にございますが、数箇月前に実家を解体いたしました。やっぱり台風シーズンとかになれば、例えば瓦が飛んだり物が飛んだりして、近隣に迷惑かけるんじゃないかということで、解体をいたしました。そのときに補助金を使えないのかと相談しましたが、使えませんと、十分に住めますということで、使えなかったんです。また、そのほかに私の知人で、市のほうから解体してくれという相談がありまして、市のほうに補助金が出るのかどうか確認をしましたが、補助金は出ませんと言われたと。先ほど言われた、点数に達していなかったんだらうと思うんですが、そのようなこともあり得るということなんですよ。再度確認です。お願いいたします。

○建設政策課長

市民等から適正に管理がなされていない家屋に関しましての適正管理の対応を求める相談等のご連絡がございます。その後、担当職員が現地調査にて家屋の実態調査を行っております。調査において対応が必要と判断しました場合、対象物件に関しての所有者調査、戸籍調査等を行いまして、判明しました所有者、相続人に適切な管理をしていただくよう、苦情等の内容を記載しました書面を送付し、適切な管理をしていただきますよう求めております。また、ご連絡いただきました場合、苦情等の内容を丁寧にご説明いたしまして、助言、指導の話をさせていただきます、管理の対応を求めております。その際に、解体の相談がございましたら、老朽危険家屋解体撤去補助金制度のご説明を行い、その補助金の建築物事前調査相談票の申請において、家屋の老朽危険度調査を行い、判定基準の評価点が100点以上の場合、補助金の対象家屋となります。苦情の内容につきましては、家屋の解体のみだけではなく、草木の越境、雑草の繁茂等、家屋の建築資材の飛散等、スズメバチなどの害虫発生への相談等々がございます。質問

議員がお知り合いの方がどのような苦情等で、助言、指導させていただいたか分かりませんが、判定基準の評価点が100点に満たなかったというところで、補助金の対象にならなかったものと考えております。

○田中裕委員

どうもありがとうございました。飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の判定基準につきましても、理解をさせていただきましたし、また、市民の方からの苦情等につきましても、数々の内容があるということを理解いたしました。空家は個人の財産であることから、原則、所有者が対応すべきものと私も認識をしており、代執行による解体にあっては相当な費用がかかることから、まずは所有者による自主解体が進むよう、担当課におきましては、助言、指導等を粘り強く行っていただき、危険な空家の撤去が進みますように要望いたします。あと、どうしても代執行の判断や、判断が必要となる際には、本予算の活用において、飯塚市民の生命や財産を守ることも非常に大きなことでございますので、適切な判断をしていただき、誰もが安全安心できる地域づくりを進めていただきたいと思いますとお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:59

再開 14:10

委員会を再開いたします。

次に、110ページ、選挙啓発費、選挙啓発事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

110ページの選挙啓発事業費についてお尋ねいたします。148万3千円が計上されております。そのうち成人式記念品料が128万7千円ということで、若い人に向けての啓発が強い事業だなと思います。そこで、3年前に選挙権が18歳以上に引き下げられましたが、若年層の投票率向上に向けて、この成人式以外にもどのような取組を行っているのか、教えていただけますか。

○選挙管理委員会事務局長

飯塚市選挙管理委員会では、成人式に新成人向けのリーフレットなどを配布し、選挙制度の周知及び投票参加の呼びかけを行っております。また、中学校の生徒会選挙への投票箱や投票記載台の貸出しや選挙が行われる際は、市内の高校に対し、選挙ポスターの配布、さらには新型コロナウイルス感染症の影響により、近年実施がかなっておりませんが、高校への出前授業を行うなど、将来を担う子どもたちに対し、主権者としての自覚を促すよう取り組んでおるところでございます。

○金子委員

やはり、選挙そのものというよりは、主権者教育というのが大変重要になると思いますし、主権者教育というと本当いろんなところで関わっていかなくてはいけないところだと考えます。そしてまた、来月4月より民法が改正されます。そして、成人が18歳となります。飯塚市では今後も成人式は20歳で行うと聞いております。18歳から選挙ができる、そして、18歳で選挙権もあるし、成人にもなる。しかし、今まで通り、20歳の成人式を行うということでは、選挙啓発が少し遅いのではないかと私は考えております。この2年間のブランクを市はどういうふう考えるのか、もっと違う手だて、若い人への選挙の啓発、主権者教育をどういうふう考えていくのかということところのお考えをお示してください。

○選挙管理委員会事務局長

昨年10月に行われました、第49回衆議院議員総選挙における本市の投票率は全年代を通じた投票率52.75%に対しまして、10歳代が39.80%、20歳代が31.20%となっており、他の年代と比べて、若年層の投票率は低い水準にとどまっております。質問委員

言われます通り、選挙権が18歳以上に引下げられたことから、今後は成人式における選挙啓発のみならず、新たな若年層への選挙啓発の検討を始め、高校における主権者教育が一層重要になってくると考えております。また、本市におきましては、昨年10月の衆議院選において、市内3大学とつなぐカフェいづかに対して、期日前投票所における投票立会人の募集を行い、2名の大学生に期日前投票所の投票立会人として従事していただきました。引き続き、このような若者に選挙を身近に体験していただく機会を通じた選挙啓発活動についても推進してまいりたいと考えております。

#### ○金子委員

いろんな調査があつて、18歳のときには伸びるけれども、19歳、20歳で下がっていくというようなことがよくあります。また、子育て世代ぐらいになると、30歳ぐらいになると少しまた戻るけども、全体的に選挙に対しての関心や実際の投票率は下がっているというのが世論調査でいろいろ出ていると思います。では、他市で若年層に対する投票率向上に向けてどのような取組を行っているのか、分かっていれば教えてください。

#### ○選挙管理委員会事務局長

他の自治体においても、様々な取組の事例がございますが、投票立会人の募集や、若者の啓発グループによる活動、啓発動画の作成、また、高校、大学での期日前投票所の設置など、地道な活動を通じて、有権者の意識を啓発するものが多くなっております。しかし、いずれにしましても、結果として、投票率向上にはなかなか結びついていないのが現状でございます。

#### ○金子委員

本当に様々な取組を行っているようです。私も主権者教育というところで調べてみても様々な取組、そして若年者に限らず、親子とか障がいがある方とか高齢者とか、様々な取組を行っているようです。今回、この事業啓発事業を見たところ、やはり成人式というところにかなりお金が割かれていて、ほかの対象者、選挙は本当にやっぱり、多様な人とか多様な世代に向けて啓発することも考えていかなければならないと思います。それで、もう少しそのところを考えていただければと思って、これは要望にとどめておきます。

それから、選挙とか投票率アップに関しては、多様性を重要視することも大切だと思いますが、選挙に関して、どのような取組を考えられているのか、取組があれば教えてください。

#### ○選挙管理委員会事務局長

選挙の多様性、いろんな方がいらっしゃいますので、例えば、飯塚市の投票所の入場券、これにつきましては、今現在、性別を示す数字を記載しておりますけれども、質問委員が言われますように、いろんな方がいらっしゃいますので、例えば性的少数者の方への配慮が必要であると考えております。また、こういったことから性別を示すような、認識されるようなものについては、廃止に向けた検討を進めておりますので、今後、全ての有権者が投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

#### ○金子委員

今年の夏には参議院選の選挙がございます。できるだけ、いろんな取組をされて、投票率がアップされるよう取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○委員長

次に、110ページ、参議院議員選挙費、参議院議員選挙運営事業費について、江口委員の質疑を許します。

#### ○江口委員

110ページ、参議院議員選挙費、参議院議員選挙運営事業費についてお聞きいたします。先ほど、若年層の投票率についてのご案内がございました。以前、飯塚市では大学内に投票所を設けて期日前投票を実施したことがあったかと思いますが、来年度についてはどのようにお考えですか。

○選挙管理委員会事務局長

今質問委員言われますように、以前、平成27年の県知事、県議会議員選挙、そして市議会議員選挙、並びに平成28年の参議院選挙において、近畿大学及び九州工業大学に期日前投票所を1日ずつ設置した経緯がございます。1日の学生投票者数は最大で21人、最小で6人という結果でございまして、投票率の上昇になかなか結び付いていないという状況でございました。大学内での期日前選挙の実施につきましては、選挙啓発の観点からも意義があるものであると考えておりますので、他の自治体の取組を参考にしまして、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○江口委員

今の答弁ではまだ、令和4年度については決めてないんだというふうなことだったかと思えます。お話の中では、1日ずつ設置したというふうな形なんですけど、現実それが学生さんに知られていたかどうか、1番はそこだと思うんですね。と思うと1日ずつでよかったのかと思ったりはします。あともう一つは、期日前投票ともう一つ大事なのは不在者投票であると思っています。やっぱり学生さん、住民票を出身地において来られている方がおられます。そういった方々は不在者投票時には今、市役所とかに足を運んで、市役所に来ていただかなくてはなりません、それが同じように大学の中でできるようになると、大学の中で期日前でもできるし、不在者もできるんだというふうな形になると、意識も変わっていくのではないかと考えています。ぜひその点について、しっかり検討していただき、実現をしていただけたらと思っています。

もう1点、若年層の選挙に関わる機会として、投票事務であったりとか開票事務、そういった部分に、大学生を雇用するというものは考えられるかと思いますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

先進自治体においては、選挙の投票事務や開票事務に従事する大学生を募集していることは承知しております。本市におきましても昨年10月の衆議院選挙において、市内3大学とつなぐカフェ飯塚に対して、期日前選挙における投票立会人の募集を行いまして、2名の大学生に、期日前投票所の投票立会人として従事していただいた経緯がございます。若者に選挙を身近に体験していただく機会を提供することは、政治や選挙への関心や投票への動機づけにもなるものでございます。選挙啓発活動の一つとして、大変意義があるものと認識しております。その一方で、選挙事務につきましては、公正、適正な事務執行が求められていることから、今後、他市の先進事例の取組を参考に調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○江口委員

今年度に関しては、それこそ選挙の啓発という面もあるかと思いますが、片一方でコロナで、やっぱり厳しくなってきた大学生に対する支援というふうなことを含めると、ある意味、この選挙というのは大きなチャンスではないかと思っています。それこそ、百人単位で雇おうと思ったら雇える事業ですよ。ぜひこの機会に、大学生の方々に選挙に携わっていただいて、こんな感じなんだって、その意識づけの一つとしてそして、生活面の支援として両方の柱としてやっていただければと思っています。

あともう1点、選挙事務においては、公正、適正な事務処理は当然重要だと思えますが、片一方で、効率性であったりとか、スピードが求められていると思えます。その点について開票を迅速に終わらせるための工夫等に関しては、どのような点についてやっておられるのか、ご案内ください。

○選挙管理委員会事務局長

昨年の衆議院選挙におきまして、開票に要した時間は、3万票以上の県内自治体と比較した場合、24市町中11位という結果でございました。このことから、ある一定の効率的な作業

は行われているのではないかと考えております。しかしながら開票事務には140名程度の多くの職員が従事する作業となりますので、手の空いた職員は他の係を手伝うよう促すことや、また疑問票の確認のために、独自のマニュアルを作成するなどの工夫を重ね、開票作業の一つ一つを短縮していくことにより、効率的で迅速な開票事務の遂行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

次に、先ほど川上委員の人権推進費の質疑における答弁をしたい旨の申出がっておりますのでこれをお受けいたします。

○人権・同和政策課長

先ほど2点ありました。まず、令和3年度の監査の指摘事項につきまして市協の財務委員長との日付につきましては、令和3年11月2日に人権・同和政策課の担当係長と、飯塚市協議会の財務委員長との間で、協議が行われております。それから合併後の補助金の推移ということで、2006年と2007年、いわゆる平成18年度、19年度の金額についてですが、部落解放同盟飯塚市協議会につきましては、平成18年度が5631万7千円、平成19年度につきましては、5068万5300円、18年度から令和2年度までの合計につきましては、4億4873万3785円。それから、全日本同和会につきましては、平成18年が533万1千円、平成19年度につきましては479万7900円、同じく合計で4379万8105円となります。この二つを合わせますと、約4億9100万円となります。

○委員長

川上委員いいですか。

それでは次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費及び第2款総務費について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:26

再 開 14:27

委員会を再開いたします。

次に、第3款民生費の質疑を許します。初めに質疑通告されております117ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

117ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費についてお聞きいたします。まず、庄内の保健福祉総合センターハーモニーが、新年度より複合施設として新たに稼働を始める予定ということです。今、庄内体育館の横にあります庄内交流センターとの複合施設として、新たに運営されるということになっておりますが、実際、今申し上げましたように、複合施設になりますので、所管課が複数またがっているような施設になるかと思うんですけど、今回、予算計上されている管理費の範囲がどのようになっておるのか、答弁を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーの予算につきましては、令和4年度より、飯塚市庄内交流センターと複合化するに当たりまして、施設の管理区分を浴室、運動指導室、食堂をハーモニーの管理とし、その他の貸室については、交流センターが管理を行うこととしております。歳出の施設管理に係る共通経費でございます光熱費、委託料、賃借料につきましては、社会・障がい者福祉課とまちづくり推進課で、負担割合を定めて予算計上しております。その負担割合につきましては、水道料は浴室を管理する社会・障がい福祉課が95、まちづくり推進課5の割合といたしまして、その他の共通経費につきましては、施設管理面積及び共用面積

を勘案いたしまして、社会・障がい者福祉課4、まちづくり推進課6の割合で費用負担を行うこととしております。

○永末委員

施設としては、浴室と運動指導室、食堂に関しては社会・障がい者福祉課のほうでということで、それ以外の貸室については、交流センター管理ということでございます。管理費の範囲は分かったんですが、実際にその複合施設になることによって、複数の所管課の職員がその施設に入るような形になるのかなと思うんですけど、交流センターは交流センターがそのままお入りしていきますので、交流センターの職員の方が入られるのかなというのは分かるんですけど、実際、今工事をやっていますけど、工事に入る前までは指定管理制度でしたので、その指定管理者のほうが入っていました。4月から新たに直営ということになってくるということをお聞きしておりますので、そうなった場合に、その交流センターは分かるんですけど、それ以外の施設の管理というのをやる職員さんが配置されるのかなというのをちょっと心配しているんですけど、その点はどうなっていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

交流センターにつきましては、委員が申されるとおり、従来どおり職員を配置し業務を行うことになっております。ハーモニーにつきましては、浴室、運動指導室等の受付業務を、シルバー人材センターに委託するというようにしております。

○永末委員

はい、分かりました。4月から新たに稼働し始めますので、稼働し始めていろいろと、やり始めて分かることも出てくるかと思っておりますので、その辺りは柔軟に対応していただきたいと思っております。最後に要望といいますか、意見で終わりますけど、市長、副市長におかれまして、あちらの施設の大規模改修といいますか、の部分につきましてしっかりと予算計上をしていただきまして、本当にありがとうございます。私もまだ周辺からではありますけど、見る中で、すごくあか抜けた、いい施設になっているなというのは、見て感じ取っています。4月から、おそらく地域住民の方がたくさんいらっしゃると思います。多分すごくあの施設自体、喜んで使っていただけのではないかなというふうな予感がしております。所管課の方々に関しまして、相当、市内12か所、整備する中の1か所にはなりますけど、相当、今資材がなかなか入りにくい中、工期を間に合わせるために相当苦労されたということも、ちょっと聞いていますので、そういったご苦労もあったかと思っておりますけど、それだけのいろんな費用と労力をかけてつくっていただいた施設になりますので、施設の周辺の住民としましても、しっかりと施設の稼働率を上げて、それが投資に結びつくような、そういった施設の使い方をぜひやっていきたいと思っておりますし、私も提案できれば、提案していきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

○委員長

次に、118ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

118ページの社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費、避難行動要支援者等対策事業費についてお聞きいたします。以前、私のほうも被災者支援システムというのを本市に導入したらどうかということを提案させていただいておりましたけども、今回、計上されているのが705万3千円計上されておまして、そのシステムに導入かかる経費が705万3千円でありましたけれども、今回導入されようとしているシステムは、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

現在、避難行動要支援者の名簿作成におきましては、住民基本台帳の情報等を抽出して、パ

ソコンの表計算ソフトでございますエクセルで管理をしておりましたが、今後は、名簿作成だけではなく、避難支援個別計画を策定、管理しなければならない状況となってまいります。避難支援個別計画として管理しなければならない内容は、名簿情報だけではなく、地図情報、避難に関する情報を関連づけたものとなるため、従来の方式では、膨大な時間を要するだけではなく、災害時の情報把握にも限界がございます。今回、導入しようとするシステムは、それらの情報を一元管理するためのソフトウェアと、そのソフトを運用するためのサーバー及び端末を導入し、災害対策本部と避難支援班で情報を共有できるシステムを導入しようとするものでございます。

○守光委員

今、ご答弁でありますけども、従来の方式では膨大な時間を要するだけではなくて、災害時においては情報の把握に限界があったということで、今回、導入に至ったということでありまして、今回、導入されるシステムの本市が考えるメリット、デメリット等がありましたらお答えください。

○高齢介護課長

先ほどの追加の提出資料として出ささせていただいております中に、24ページに、今回の対策事業費の事業内容を出ささせていただいております。24ページでございます。24ページの資料のほうにシステムの導入の目的というふうに記載させていただいております。3点のメリットを挙げさせていただいております。1点目は、名簿作成の効率化でございます。住民基本台帳からのデータ連携の自動化により、作業効率が大きく改善されます。2点目は、個別計画作成への効率化が挙げられます。避難支援個別計画におきましては、避難経路等を管理するため地図情報との連携が必要となりますが、それを自動化することで作業効率が大きく改善されます。3点目は、災害時の避難行動支援の効率化が挙げられます。災害が発生した際に、安否確認や避難支援のために要支援者の方に連絡をとろうとした際に、災害の状況に応じて地区別の絞り込みを行ったり、連絡内容の記録やチェックが容易となるためより迅速で効率的な災害対応が可能となってまいります。以上のような内容がメリットと考えられますが、デメリットにつきましては、特に思い当たる内容はございません。

○守光委員

3点、メリットが示されておりまして、今のところデメリットに関してはないということでありまして、今回、導入されて、これから災害が起これば、これが大いに役立つと思うんですけれども、またしっかり、せつかく700万円ほどかけて導入されるこのシステムでありますので、しっかりとやっていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：39

再 開 14：50

委員会を再開いたします。

次に、119ページ、社会福祉総務費、避難行動要支援者等管理システム構築委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

先ほど黙祷しまして、やはり11年前の今日のことを思いました。誰1人本当に取り残さないで、安心安全なまちづくりをやっていかなければならないと改めて思いました。

では、質問させていただきます。同僚議員のほうから、システムについては、大まかな内容が質問され、私も分かりましたが、もう少し具体的な内容について質問させていただきます。現在の個別計画の作成の状況や、優先順位などの考え方について、お聞かせください。

○高齢介護課長

計画策定の前提条件といたしまして災害発生時において配慮が必要な方、要支援者名簿を作成いたしております。この名簿につきましては令和4年2月1日時点で5644名の方を名簿に登録いたしております。避難行動要支援者への個別計画の策定に当たりましては、全ての方を対象といたしまして、一斉に個別計画を作成することは困難な状況でございますので、今年度は登録者のうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方を対象として作成に取り組んでいるところでございます。令和4年2月末現在でご案内文書を届けした件数は362件となっております。戸別訪問による調査が終了した件数は349件、96.4%となっております。調査結果といたしましては、個別計画の作成を希望される方は186件、53.3%、作成を希望されない方は77件、22.1%、施設入所や長期入院など対象外となった方が86件、24.6%となっております。

○金子委員

要支援者名簿は5644名、このうち362件が、まずは案内を差し上げて、計画を希望された方が286件だったということですが、これは本当にまだ一部だなというふうに思いました。今後はどのように進められていくのか、お聞かせください。

○高齢介護課長

今年度ご案内文書をお送りした方のうち、計画策定に至らなかった方につきましては、次年度、来年度も継続してご案内を行っていくことといたしております。また、システムを活用しながら介護度が高い方など、より避難行動が困難な方など優先順位の高い方へ対象を広げながら、個別計画の策定を推進していきたいと考えております。

○金子委員

避難支援の方に関しては、避難をする方に対してのこの名簿はできたけれども、今度はその避難を支援してくれるというか、その方たちのことが大変重要になってくると思いますが、その確保についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○高齢介護課長

質問委員がご指摘のとおり、個別計画におきましては避難を支援していただく方の確保が課題となっております。今年度、個別計画の策定が終了している方の事例を見ますと、お近くにお住まいのご親族の方や、ご自宅近くのご友人などが、避難支援者として登録されている事例が多いのが現状となっております。親族の方やご友人などの避難支援者の確保が難しい方につきましては、自主防災組織や民生委員、ヘルパーの方々などとの協議、協力を得ながら、避難支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○金子委員

おそらくこの方たちはひとり暮らしだったり、車椅子だったり、本当に避難がしにくい方ですよね。なので、本当にまた人の付き合いとかいうのも、かなり限定されているのではないかと思いますので、しっかりいろんな状況を踏まえながら、確保をよろしく願いいたします。

○委員長

次に、119ページ、社会福祉総務費、避難行動要支援者等管理システム構築委託料については江口委員より取り下げる旨の申出がっておりますのでお願いいたします。

次に、119ページ、社会福祉総務費、学習支援事業委託料につきましては、教育委員会との兼ね合いがございますことから、保留にして総括質疑とさせていただきますことを了承願います。

次に、124ページ、125ページ、障害者福祉費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この障がい児の支援に関してですね、全体的な障がい児通所支援事業と見た場合、令和3年度では10億7523万7千円、令和4年度に関しましては18億1285万8千円というこ

とで、7億3762万1千円が増加しております。このことに関しては、いろんな方が質疑されてまいりました。私もその経過をずっと見守っておりますが、やはりこれは本当に気になることです。子どもの育ちとかを考えた場合、単年度で考えられる問題ではない。また、一つの事業所や、一つの課だけで考えられる問題ではないと思い、再度質問させていただきます。まずは、積算根拠についてお伺いしたいのですが、この児童発達支援給付費が5億1680万6千円、また放課後等デイサービスの給付費は7億6275万5千円となっております。まず、この積算根拠について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費の積算の考え方というところでございますけれども、まず、児童発達支援給付費の積算につきましては、令和3年度決算見込みが出ておりますので、これに令和4年度に新規でサービスを受けられる見込みの方の給付費を加えたものでございまして、令和4年度の新規の見込み者数は、これまでの利用人員の増加率を考慮し、48人と推計しております。その1人当たりの給付費をこれまでの実績数値から計上しているというものでございます。放課後等デイサービス給付につきましても、同様の考え方によりまして、令和4年度の新規の見込み者数を69人と推計いたしまして給付費を算出しております。

○金子委員

もう少し、1人当たりの給付費等について教えていただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

1人当たり給付費は人数をこれに乗じているということでございますけれども、児童発達支援給付費につきましては、1人当たりひと月が20万3千円、放課後等デイサービスは同様に16万8千円で見積もっております。

○金子委員

月に1人当たり20万3千円が児発、そして放課後等デイに関しては16万8千円ということで、児童発達支援給付費に関しては年間1人、それぞれ違うかもしれませんが、240万円というお金が動いているという計算をされたということで間違いありませんか。

○社会・障がい者福祉課長

おっしゃるとおりでございます。

○金子委員

ではもう一つ、積算根拠についてお聞きします。戻って124ページの真ん中のちょっと上ぐらの障がい児支援利用計画作成手数料、この積算について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児支援利用計画作成手数料の積算につきましては、令和3年度の決算見込みと令和4年度の新規増の見込みの推移を考慮いたしまして、新規の方が、先ほどの児童発達支援と放課後等デイサービスの数と、あとサービス更新の周期というのがございますので、それで更新、その他計画変更等々が時々出てまいりますので、そういった数を見込みまして、報酬単価を乗じて算出をしているところでございます。

○金子委員

もう少し、その報酬単価について、詳しく教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この計画作成支援時は、まず最初の計画策定とその後3か月のモニタリングというものがございます。平均をとっておりますけれども、令和3年度の実績で申しますと、計画策定のほうは1万8893円、1件当たりですね。モニタリングのほうは1万5732円、1件当たりが、この金額になっております。

○金子委員

この障がい児支援利用計画作成をされている方は、どなたになるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

計画相談員と言われる方でございます。

○金子委員

その計画相談員が家族の方と話をしながら、事業所と計画をしながらしていくときに、計画をする場合が1万8千円弱で、モニタリング聞いていくところで1万5千円、全部合わせると、さっきの2943万7千円になるということでございますよね。

ではもう一つ、積算についてお聞きしたいんですが、保育所等訪問支援というのがございます。これに関しては、令和2年の予算は19万9千円でした。そして令和3年が24万8千円、今回が259万2千円というふうに、昨年度から比べても10倍になっています。この根拠は何か教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

保育所等訪問支援給付費につきましては、令和2年度まで実績がございませんでした関係で、令和3年度に実績が出てきたところでございます。これに新規見込みというものを足しまして、大体四半期あたりに1人増えるというような、実績があまりないものですから、なかなか積算が難しいんですけども、このような計算をしまして、新規を30人という形で計上しております。新規の方につきましては、1回当たり3万3千円という金額を上げておりますので、新規として99万円ほどの計上をさせていただいております。

○金子委員

この新規の方の見込みというのは、どういうふうに分かったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど申しましたが、実績が積み上がってない関係もありまして、見込みがなかなか難しゅうございます。考え方としまして、四半期あたり1人ずつ増えていくというような計算をしております。結局、年間で足すと30件増えるというような試算をさせていただいております。

○金子委員

ということは、まだ実績はないけれども、事業所がこれを受けてくれるというような見込みがあるということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:06

再 開 15:07

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

実績がないというところでございます。その他の給付費等々伸びている中で、予算を確保という意味もございますけれども、四半期ごとに1人ずつくらい、1回ずつぐらいの実績に上積みさせていただいて対応したいというような考え方でございます。

○金子委員

積算の根拠が大体分かりました。では、もう一つ、126ページに、基幹相談支援センター運営事業委託料というのがございます。この、基幹相談支援センターは、どういう役割を担っているのか、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:08

再 開 15:09

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

発達障がい児等を対象といたします療育面における相談支援ということでございます。こども発達療育センター「テコテコ」内にある相談部門「トントン」において飯塚市、嘉麻市、桂川町の圏域における共同事業として相談事業を実施しているという内容でございます。そのために、障がい者基幹相談支援センターと各関係自治体間での情報共有はもとより、相談支援事業を初めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関しまして、中核的な役割を果たす定期的な協議の場といたしまして、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークを設置しておりますので、この協議会におきまして、圏域における障害者福祉に関する課題等や具体的な協議を行いまして、圏域の障がい者福祉に関する問題の解決やネットワーク構築のための協議を行うというような内容でございます。

○金子委員

先ほど、私は障がい者基幹相談センターについての役割を聞いたんですけれども、これは中核的な役割を担っている。これは障がい者に対しての中核的な相談の役割を担っており、そして、先ほど申されましたこども発達療育センター「テコテコ」の中にある相談部門の「トントン」は発達障がい児等を対象にした、また中核的な役割を担っていて、また、この自立支援協議会は様々な障がい者、また子どもたちに対する福祉の課題について話し合っているということで間違いないですかね。

○社会・障がい者福祉課長

間違いございません。

○金子委員

この障がい者福祉基幹福祉センター、また1年前にできましたこの相談部門の「トントン」の役割というのは大変ちょっと分かりにくくて、実際に関わっている保護者の方には、どんな意味があるんだろうというふうに、私もよく質問されます。私が一応こういう同じような中核的な役割とか結構大変な相談をのってあるんだという話をしても、やはりその姿が見えなくて、困られているなというのを、何しようかよく分からん、自分にはあんまり関係ないというようなことがよく言われます。じゃあ、この自立支援協議会、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの連携とよく言うんですけども、具体的な内容についてお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

この協議会の組織内におきまして、定期的に会議を設けておるところでございます。会議の議題といたしましては、地域における、障がい児者の支援のための各機関の連携に関する事項、例えば、今回当初予算に計上させていただいております地域生活拠点構築に関することでございますとか、今後、子どもに関する部会設立を計画しておりますので、それに向けた調整に関する事などが挙げられると思われまます。

○金子委員

全体的なネットワークづくりをやっている。特に今後は、子どもに関する部会、子ども部会を設立して、様々な子どもの対策について調整するということですよ。ありがとうございます。

もう一つお聞きしますが、こども発達療育センター「トントン」、「テコテコ」の中にある「トントン」なんですけども、実際どのような相談業務が行われているのか、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

この委託事業におきましては、飯塚圏域の障がい児支援機関の質の向上及び、連携強化に関する業務といたしまして、地域の障がい児相談支援事業者等に対する専門的な助言、地域の障がい児関係機関、保険でありますとか、医療でありますとか、福祉、保育、教育、就労等ございますけども、との連携強化の取組を行っているところでございます。

○金子委員

実際にどんな助言をされたかとか、分かっていたら教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

相談部門トントンにつきまして、業務報告書というのが上がっておりますので、令和3年度、3年4月から先月2月までの実績というのが出ておりますので、ちょっとその中からかいつまんで申し上げますと、件数で言いますと453件の相談件数が寄せられているようでございます。実質の人数が96名というような報告です。その453名の内訳を簡単に申し上げますと、相談窓口に関することが144件、31.8%。疾病、障がいに関することが128件、28.3%。療育に関すること95件、21%。就学に関すること46件、10.2%と続いております。具体的に幾つか申し上げますと、2週間ほど学校に行けてないけれども、本人の特性や、どうしたらいいか相談したいといった内容でありますとか、以前より発達が気になっており、保育園は一時保育のみ利用しているが、就学に向けてどうしたらいいか相談があるといった内容があるようでございます。

○金子委員

このトントンは、これからの飯塚市の療育の要になると、私はすごく期待をしております。できて1年で、本当に数が伸びているということに安心しました。ほかの事業所との区別ができないという保護者もまだまだいらっしゃいます。かなり専門性の高い方がいらっしゃいますし、また、障がい者相談支援機関のほうとも連携がとりやすい体制になっていると思いますので、そこはしっかり市役所と協力していただきたいと思っておりますけれども、全体的なこの福祉サービスの質の確保とか向上に関して、どのように考えられているのか、市役所の考えをお聞かせください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援や放課後等デイサービスといいます障がい児通所支援事業の利用が増加していく中で、児童発達支援につきましては、就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練が必要となります。また放課後等デイサービスの就学後の障がいのある児童に対しましては、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりが必要であるというふうに考えております。それぞれのお子さんに合った適切なサービス提供や支援を行うために、支給決定を行っております当課といたしましては、子どもの最善の利益の保障、共生社会の実現に向けた後方支援、保護者支援のために、個々の子どもさんの状況に応じた質の高い支援が提供されることが非常に重要なものであるというふうに考えておりますので、そのために各関係課や各関係機関との連携強化を図っていくべきだろうというふうに考えております。

○金子委員

市の考え方が分かりました。そして、昨年ですね、児童発達支援を受けている子どもたちの保護者、また放課後等デイを利用されている子どもたちの保護者に関してアンケートをとっていると思います。私もその結果を見せていただきましたら、児発が回収率が63%、そして放課後等デイサービスが57%というふうに、かなり高い回収率です。恐らくこれは子どもたちに対する親の思いとか、関心、事業に対する関心の高さだと私は感じております。まずはこのアンケートをとった目的は何か、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

アンケートの目的につきましては、障がい児の生活実態や、福祉サービス等の利用状況、利用意向、課題、要望等を把握しまして、児童通所支援の質の向上に向けた基礎資料とすることを目的としております。

○金子委員

基礎資料ということなんですけども、ということは、これは内部での協議なんですか、それともほかに共有するために行ったんでしょうか。また、共有したとすれば、どなたと共有したのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

アンケートの結果につきましては、まず飯塚市障がい者施策推進協議会がごぞいます附属機関が、そちらのほうで報告を行わせていただいております。またアンケートの内容を見まして、関係各課でございますとか、関連機関、例えば、子育て支援課であるとか健幸保健課、学校教育課、また飯塚病院でありますとか児童発達支援センター、基幹相談支援センターが挙げられますけども、こちらのほうにアンケートの集計結果及び意見等の説明を行いまして情報共有を図っております。

○金子委員

もう一度確認します。各事業所と、もう情報共有をしたということなんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

各事業所には、まだしておりません。一応公表はしておりますので、見る機会はあったかと思えます。

○金子委員

目的がやっぱり質の向上だったと思うんですよね。それを考えたら、やはり丁寧に公表していったって、そこで協議していくことが必要じゃないかと思えます。そしたら、その課題についてはどのように分析されましたか。

○社会・障がい者福祉課長

アンケートの目的が、児童発達支援の質の向上を図るということでございましたので、このために、事例の検証や勉強会を行う事業所間のネットワークづくりが必要であるというふうに考えます。また、お子様の発達に不安を感じている保護者の方の不安を少しでも軽減できるような取組も、今後考えていく必要があるかというふうに考えております。

○金子委員

先ほど市役所は、支給決定を行うということを言われました。支給決定も1番大切なお仕事だと思うんですけども、やはりそこで連携を取っていくという大切なお仕事があると思うんですよね。本当に元に戻るんですけども、この事業が本当にこうどんどんどん大きく広がっている。もう億単位というか、私はその子どもたちに対してお金をかけていくというのは大変ありがたいし、そういう人たちが増えていくというのは、大変ありがたいことだと本当に思っております。しかし、1年単位じゃなくて、子どもたちの成長というのは、もしかしたら10年後にしか分からないかもしれない。そのためのやはり投資だと思うんですよね。そしたら、しっかりとPDCAプラン立てて、実行して、検証して、もう1回やっていくというこのPDCAのシステムを、それぞれの子どもたちにやらなくてはいけないし、また全体でも検証しなくてはいけないと思うんです。また先ほどに戻りますけども、この計画相談を立てているこの方たちの研修も必要です。その方たちが実際に子どもたちにどんな計画が必要で、この子にはどんな療育が必要で、どんな支援が必要で、その保護者の家庭をしっかりと見守っていくという研修等が必要ですが、その研修等については、何か対策がとられておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

計画相談員さんへの研修ということでございますけれども、今のところ、取り立てて取り組んでいることはございません。

○金子委員

私の知っている市民の方は、ありがたいシステムだけでも、本当に23日いっぱいばい取られる方もあります。それはそれで本当に支援されることかもしれません。しかし本当に子どもたちにとって、最善の利益なのかということを検証するシステムがないままに進んで

しまった。一人一人の利用が20万も16万も、それは本当に必要になのかもしれませんが。しかし本当にそれが必要かどうかを検証されないまま、それが積み上がってこの額になったのではないかと考えます。ほかの市町村では、かなり支援員に対し、計画相談員に対して研修をされているようです。そこをしっかりと考えていただきたいと思っています。また、先ほどの答弁で、子どもの最善の利益の保障、共生社会の実現に向けた後方支援、そして、保護者支援のためにというふうに言われました。その後方者支援が、恐らく計画相談員の研修だったり、また中核となる機関や、トントンの支援だったりすると思うんですよね。そしてまた、先ほど10倍に増えている保育所等の支援にもなっていくと思うんですよね。そこをもう少し、市役所がコーディネートしないと、どんどん増えて、確かに本当に便利のいい、大切な事業であるけれども、本当に子どもたちのためになっているのか、見直してください。そしてまた、もう一つ言ってあったのが、保護者の支援ということです。アンケートの結果を読んだら、いろいろ書いていますよね。この事業がただの預かりになっていると思います。もう少し自分はいろんな人と話をしたい。これでいいのかなと思っている。とたくさん書いてありました。自分の生活を守るために助かっているという声も上がったと同時に、これでいいのか、もっと自分ができることがないのか、本当はこの事業所でいいのかどうか分からないけど、やっぱり言えないという声がたくさん上がっていますよね。それをしっかりと事業所に伝えるのがセンターの役割だし、市役所の役目ではないでしょうか。保護者の方はしっかりと勉強しようとされています。そのために何ができるかというのをしっかりと考えていただきたい。例えば、ペアレントトレーニングとか、かなりの市町村で取り入れられています。また、オンラインで勉強会とかいうのもこの中でも考えられます。できることをしっかりとやって、ただ増えるじゃなくて、しっかりとできることを市役所が考えて、トントンの支援もしていただきたいし、機関の支援もしていただきたいと思っています。たくさん要望を言いましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、126ページ、障がい者福祉費、基幹相談支援センター運営事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今度は地域生活支援拠点等というふうな事業がございます。126ページの真ん中のちょっと上ですね、1264万9千円が計上されております。この事業についての説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

この地域生活拠点等の整備ということでございます。国におきまして、障がい児者の重度化高齢化や、親亡き後を見据えまして、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するように、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものに示されておるものでございます。そのために本市といたしましては、令和4年度から、基幹相談支援センターを中心といたしまして、地域における複数の専門機関が連携して機能を担う体制の面的整備型の構築を進めるために、基幹相談支援センターに新たに1名のコーディネーターを配置し、ワンストップで相談から緊急対応まで、対応する地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を図っていくようなものがございます。

○金子委員

令和4年から1人コーディネーターをふやして対応していきたいということだと思っておりますけれども、具体的にどのような機能、いろんな機能が、私もこれ調べてみましたら、書いてあったんですけど、特にどのような機能充実を図っていくのか、お示してください。考えをお聞かせください。

○社会・障がい者福祉課長

具体的な機能ということでございます。具体的には、まず、緊急時の迅速、確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること。2つ目が、体験の機会の提供を通じまして、施設や親元から共同生活援助、これはグループホームのことですけれども、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすくする、支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援することを目的として、5つの機能を持たせます。まず1つ目が相談、2つ目が緊急時の受入れ対応、3つ目が、体験の機会・場、そして4番目が専門的人材の確保及び養成、5番目が地域の体制づくり、これらを目指すこととしております。なお、3番目の体験機会・場とは、地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等への障がい福祉サービスの利用や、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能のことでございますけれども、これにつきましては令和5年度からの実施を目指し、調査研究を行っていくということでございます。それ以外については令和4年度から取り組んでいくというようなことを考えております。

○金子委員

すいません。もう1回、最後のところ、もうちょっと大きい声で言ってもらっていいですか。ちょっと聞き取りづらかったです。

○社会・障がい者福祉課長

なお、3番の体験の機会・場とは、地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能のことでございますけれども、これにつきましては、令和5年度からの実施を目指し、調査研究を行っていきます。それ以外については令和4年度から取り組む予定ということでございます。

○金子委員

この問題もかなり全国的な問題になっています。そして子どもたちはまだ小さいから対応できるけれども、大きくなって、いろんな高齢者になって、そこに障がいのある人たちが一緒に生活する難しさというのを、それぞれの自治体も取り組んでいるようです。私が1番気になるのは、この緊急時の受入れというんですけれども、緊急にするためには、日頃から、どこか施設をあけていかなくはないかという問題も出てくると思います。本当に大切な施設というか、事業だと思わなければならない丁寧な取組が必要だと思いますので、どうぞ、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、127ページ、障がい者福祉費、医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金について、金子委員の質疑を許します。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：34

再 開 15：40

委員会を再開いたします。

○金子委員

要望でとどめます。医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金、これに関しては、医療的なケアの子どもたちに対する法律ができたためにできた事業だと思いますが、まだまだ飯塚市にもこの医療的ケアの子どもたちがたくさんいます。そこに対しての、これも大切なんですけれども、ほかの事業も大切なので、まずはこれをしっかり周知していただくようお願いいたします。

○委員長

次に、127ページ、障がい者福祉費、重度訪問介護利用者大学修学支援給付費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この重度訪問介護利用者大学修学支援給付費というこれは、大学に対しての、もともといろいろな人たちが大学に行けるように整える事業の一つなんですけども、この事業は福岡市博多区にある事業所を、飯塚市の人が利用されているというふうに聞いております。飯塚市にも大学があります。そのときに、こういう事業があるということをしっかり周知していただきたいし、また事業所に関しても、あればいいというのではなくて、しっかりどんなものが必要なのかという研修も必要なので、しっかりその辺も市役所がまとめていっていただきたいと思っています。これも要望でとどめます。

○委員長

次に、127ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

これに関しても要望でとどめさせていただきます。先ほどからオンラインの導入等でいろんな事業がしやすいようにということで、公的施設はかなり避難所の関係で整備されてきているように思いますが、やはりそうならないところもございます。特にサンアビは、指定管理を受けて、障がいのある人たちとか、障がいに関係ある人たちが運営されています。ここに関してやはり障がいのある人たちはオンライン等があったほうが便利だと思いますので、これについても、ぜひ考えていただくようお願いいたします。

○高齢介護課長

次に、131ページ、児童福祉総務費、乳幼児家庭全戸訪問事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

これは質問させていただきます。この乳幼児家庭全戸訪問事業費は、まずどんな事業なのかお示ください。

○子育て支援課長

乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月を迎える全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しましては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を目的とした子育て支援事業であり、本市では、平成23年度から実施しております。現在は、准看護師の資格を有する2名の会計年度任用職員が各乳児家庭を訪問いたしております。

○金子委員

実際の状況をお示ください。

○子育て支援課長

令和2年度は、令和元年度生まれのお子様で、訪問ができなかった乳児と令和3年2月までに出生した乳児合わせて1041名のうち、健幸保健課の保健師が行う新生児訪問等の対象で、全戸訪問の対象にならない269名を除く772名のご家庭を対象世帯として事業を実施いたしました。そのうち708名のお子様の世帯に訪問させていただきました。訪問実施率は91.7%となっております。令和3年度の、今現在の状況といたしましては、令和2年度生まれのお子様で訪問ができなかった乳児と令和3年12月までに出生した乳児、合わせて864名のうち、同じく新生児訪問で全戸訪問の対象にならないお子様を除く662名を訪問の対象として事業を実施しております。現在は、生後4か月を迎える11月生まれのお子様596名のうち550名の世帯に訪問しており、実施率は92.3%となっております。また、保護者との調整ができず、4か月を迎えるときに訪問ができなかったご家庭につきましても、調整がつき次第、訪問しており、昨年度及び今年度の現在までに、訪問を拒否されたご家庭はございませ

んでした。

○金子委員

コロナ禍で子どもを授かり、そして育てていくという家庭には大変なきつい状況であったと思います。そこに行政の支援が入る、人と会えるということは、本当に頼りになるというか、待ち構えているというか、そんな気持ちの方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、コロナ禍における訪問状況をもう少し教えてください。

○子育て支援課長

昨年度及び今年度の緊急事態宣言中は、訪問を中止しておりましたが、解除後は通常の訪問体制に戻して、感染防止対策を行いながら、現在、訪問しております。質問委員が言われますとおりコロナ禍の中で、乳幼児健診が医療機関での個別受診となったことで、保健師や栄養士さんの相談を直接受けられる機会が少なくなり、同年代のお子様の様子を見ることができず、育児に不安を持たれて過ごしている保護者たちにとって、直接家庭を訪問し、育児に関する悩みを聞き、アドバイスを行ったり、子育て支援の情報を提供するなどのサポートを行う当該事業は、保護者の皆様の孤立化を防ぐためにも大変有意義な事業であると考えております。また、以前にもご紹介いたしました、訪問したご家庭からも、コロナ禍の中、外出を自粛していたときに家族以外の方と久しぶりにおしゃべりができてよかったとか、育児についての相談を自宅でできるこの事業は、この時期とてもありがたいなどのお声をいただいております。

○金子委員

今後についてはどのようにお考えなのか、教えてください。

○子育て支援課長

コロナ禍の中、育児の情報提供や育児相談などを直接受けられる機会が減っておりますので、当該事業については継続し、充実していくことが重要だと考えております。今後は、子ども家庭総合支援拠点の設置により、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援を行うため、母子手帳交付を行う健幸保健課母子保健係と子育て支援課子ども家庭係が同一部署となることで、保護者との信頼関係を構築しやすくなり、当該事業後も18歳になるまで、全てのお子様を対象とした、つながる支援を行っていきたいというふうに考えております。

○金子委員

この子ども家庭総合支援拠点というのは大変本当に重要なところで、子どもが生まれる前から関わってずっとつながっていけるというのは本当に大切な支援です。子どもを持つ家庭にとっては、つながれることが本当に大切で、そこがなければ幼児期、そして学童期は一緒に考える行政というふうにはみなされたいと思いますので、しっかりした支援をやっていただくよう強く要望いたします。

○委員長

次に、131ページ、児童福祉総務費、その他の児童総務福祉費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

待ちくたびれましたけど、やっと質問ができます。よろしく申し上げます。子ども家庭総合支援拠点運営事業費についてお聞きしますが、この事業につきましては、平成4年度から始まるということで、まず、子ども家庭総合支援拠点とはどういうものなのか、お聞きします。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点につきましては、児童福祉法第10条の2におきまして、市町村は、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないというふうに規定をされております。

○城丸委員

もう少しちょっと具体的に何をするのかを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援政策課長

子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした実情の把握、情報提供、相談対応から調査、訪問を通じたソーシャルワーク業務について、専門職員を配置のうえ実施するものでございます。

○城丸委員

総合支援拠点というのは、どこに置かれるのですか。

○子育て支援政策課長

拠点につきましては、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点のほうを設置する予定といたしております。

○城丸委員

先ほど専門職員を配置ということで、子ども家庭支援員と虐待対応専門員というのは配置必須ということで、子ども家庭支援員と虐待対応専門員は、どのような業務をされるのでしょうか。

○子育て支援政策課長

子ども家庭支援員及び虐待対応専門等の専門職の主な職務につきましては、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に規定されておまして、子ども家庭支援員につきましては、実情の把握、相談対応、総合調整、関係機関等との連携等の業務等を、虐待対応専門員につきましては、虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所などの関係機関との連携及び調整等の業務を行う予定といたしております。

○城丸委員

先日の新聞報道で、子どもを守る新拠点ということで報道されましたが、昨年2月に起きた飯塚市3児童死亡事例検証報告書の提言を受けて、体制の強化をし、3本の柱で臨むということですが、報道の中の課長の談話で、新たに発足する支援拠点については、飯塚の子どもに関することは、この拠点で受け持つと、市民にとって分かりやすい場所にしたいと力強く述べられております。この3本の柱とは具体的にどういうもののでしょうか。

○子育て支援政策課長

新聞に掲載された3本柱について、私どものほうではこの3本の柱ということは申し上げておりませんが、掲載された内容につきまして、ご説明のほうさせていただきたいと思っております。飯塚市3児童死亡事例検証報告書の提言を受けまして、体制の強化を行う予定の内容が掲載されております。1つ目は、組織の増強ということで、現在、家庭児童相談員が4名配置されておまして、来年度、拠点の設置に伴い、4名とも虐待対応専門員との兼務を行うこととしておりましたが、新規に1名増員し、虐待対応専門員を5名配置する予定といたしております。また、子ども家庭支援員として、社会福祉士の資格を有していることを採用条件といたしまして、2名の配置を予定しております。その上で、児童手当などの給付手続を子育て支援課内の別の係に移管し、相談・支援に特化した係といたします。2つ目は、専門的視点の確保ということで、検証報告書の中で、「専門職からの意見を反映しやすい体制を早急につくる必要がある」との提言を受け、心理担当支援員と弁護士を非常勤の特別職員として1名ずつ配置する予定でございます。3つ目は、縦割りの改善ということで、子育て世代包括支援センターを設置している健幸保健課の母子保健係を、子育て支援課内に配置し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を同一課とすることで、支援が必要な児童や妊産婦の、早期発見から必要な支援までを一体的に迅速に実施できるよう目指してまいります。以上が新聞掲載された内容でございます。

○城丸委員

事件の内容は違いますけど、2人の幼い子どもの命が奪われた飯塚事件、飯塚事件から30年ということでございます。事件の内容は違いますけど、幼い子どもの命が奪われるとい

う点では、同じ事件だと思います。このような事件もやっば二度と起きてはいけなし、二度と起こしてはいけないというふうに思っています。私も登下校の、生徒を今まで以上に注意深く見守っていかうと今心に決めているところですけど、まずこの拠点を中心に子どもの危機を見逃さないように、見守りサポートの強化をしていただきたいと要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、132ページ、児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業補助金について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

132ページ、児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業費補助金について、お聞きいたします。この事業は、来年度4月から初めて始まる事業だと思うんですけども、197万1千円ほど予算が上がっております。子どもの居場所づくり事業とはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○子育て支援政策課長

子どもの居場所づくり支援事業は、子どもの居場所として、子ども食堂を実施していただく団体に対しまして、開設、拡充に関する経費及び運営に関する経費を補助する事業でございます。また、子ども食堂の開設を検討している団体等に対し、開設・運営のための情報提供や助言、相談等の支援等を行うコーディネーターを配置する業務委託事業も行う予定としております。

○守光委員

この事業は2つあるということで、まず初めに子ども食堂を実施する団体に対する補助について、開設、拡充に関する経費及び運営に関する経費の補助内容についてお尋ねいたします。

○子育て支援政策課長

開設、拡充に関する経費につきましては、対象経費を備品購入費や食器類等の購入費等を想定しております。補助金の上限額を20万円の予定で考えております。運営に関する経費につきましては、対象経費を会場借り上げ料、事務用品、食材、燃料、チラシ印刷、郵便代、保険料、交通費、フードバンク協力金、食品衛生責任者養成講習会の受講料等を想定しております。子ども食堂の開催、1回当たり1万円、1年間の上限額を24万円までで考えております。

○守光委員

それでは次に、コーディネーターを配置する業務委託の内容についてお尋ねいたします。

○子育て支援政策課長

コーディネーターを配置する業務委託の内容につきましては、コーディネーターの業務内容は、団体立ち上げの働きかけ、運営に関する情報の提供、助言、相談、団体とフードバンク等関連団体とのマッチング、子どもの居場所づくり支援事業の広報、研修会、講習会の企画運営等を考えております。

○守光委員

この子どもの居場所づくりとして子ども食堂を実施する上で、本市として何かの課題等が何かあるかどうか、考えがありましたら、お答えください。

○子育て支援政策課長

子ども食堂を実施する上での課題につきましては、NPO法人や子育て支援団体、ボランティア団体等の方が子ども食堂を運営していくことが多く、運営費の確保やスタッフの確保、来ていただく子ども等の確保、開催場所の確保等が課題だと考えられます。そのためコーディネーターを配置し、これらの課題等について情報提供や助言、相談等の支援を行い、課題解決につながるよう業務委託を行うことといたしております。

○守光委員

大変、重要な事業だと思っております。以前、五、六年前になりますけども、北九州市のほ

うが子ども食堂というのを実施されていますけども、その取組について当時の担当の係長に訪問して、いろいろお聞きはしたんですけども、やっぱ課題等の中にも子ども食堂という場所というか、その地域を指定すると様々その地域の方からいろんな声が出てくるらしくて、そういったことも課題にありますということで、その中で、市として取組をされて、2か所、その当時はされて、取組をしっかりとされておりまして、こういった先進的な地域もありますので、これから本市としても、この子ども食堂というか、子どもの居場所をつくるためのこの子ども食堂をしっかりとやられていくということでもありますので、いろんな方のご意見、またその取組を参考にさせていただきながら、この事業が成功するように要望して終わります。

○委員長

次に、132ページ、児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業費補助金、子どもの居場所づくり業務委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今、同僚議員の守光議員のほうから質問していただいたので、大体、分かったんですけど、もう少し聞かせてください。ここの対象地域と、どのくらいの数をまずやっていこうと思っているのか、その辺の計画的なところを教えてください。

○子育て支援政策課長

対象地域につきましては、市内全域で考えておりまして、最終的な目標といたしましては小学校区全19校区で子ども食堂を実施していただきたいというふうに考えております。まず、来年度から設置していただきたい数としましては、3か所ずつ設置を目標といたしまして、今回予算計上をさせていただいております。

○金子委員

まずは3団体で、19校にずっと増えていけばいいなということですよ。1回当たり1万円ということなんですけど、これは会場費や冷暖房費は、その中に含まれているのでしょうか。

○子育て支援政策課長

運営費補助金の中には含まれておりません。

○金子委員

やはりその辺が1万円となると、例えばその会場費が、本当にそのまま払わなくてはいけないとなると、かなりの量だと思うんですよ。その辺のところをしっかりと考えていただきたいと思っています。1万円というと、そんなにたくさんできないんだと思うんですけども、子どもたちの人数とか考えても、そういう事業にどうしても必要な光熱費とか冷暖房費、借上料とかも免除できるような方法で考えていただきたいと思っています。これは要望で終わります。

○委員長

次に、同じく132ページ、児童福祉総務費、支援対象児童等見守り強化事業費補助金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

支援対象児童等見守り強化事業についてお聞きしますけど、これも令和4年度から始まる事業になっていますけど、まずこの事業の内容を教えてください。

○子育て支援政策課長

すみません、ご答弁させていただく前に、先ほど金子委員の質問の中で、会場の借上料や冷暖房費について、運営費補助金の中に含まれているのかというご質問で、私のほうが含まれておりませんとお答えしましたが、申し訳ありません、運営費補助金1回当たり1万円という中に含んでの補助額といたしておりますので、すみません、訂正をさせていただきたいと思いません。

支援対象児童等見守り強化事業、この事業についてご説明をさせていただきます。主任児童委員の方が支援対象児童等の家庭を訪問し、飲食物等を提供することで、少しでも門戸の開放を

してもらい、子ども等の状況の把握等を行いやすくし、見守り等の強化につなげていく事業でございます。今後につきましては、月1回を想定しており、1回の訪問に係る経費を補助するものでございます。1回に係る経費につきましては、飲食物等は2千円以内、電話や移動等に係る経費1千円といたしまして、計3千円以内でお願いしているところでございます。

○城丸委員

要は今までは何も持たないで訪問していたものを、何か食料を持って訪問すると、訪問しやすくするというような事業ですよ。今までと比較して、どう強化されると思いますか。

○子育て支援政策課長

主任児童委員の方が、日頃から活動されている見守り等につきまして、支援が必要と思われる家庭の訪問に関し、訪問しやすい環境を整備するために、この事業を導入したものでございまして、見守り強化につながるものと考えております。また、主任児童委員の方と子育て支援課及び保健センターとの連携が強化されるものと考えております。

○城丸委員

先ほど質問の中でもありました検証委員会の中でも、やはり家庭内のことがよく分からないと、子どもの状態がよく分からないと、だから、子どもの危機が分からないというようなことがあったと思いますけれど、こういう事業を通じてより分かるようになれば、子どもも救えるかなというふうに思っていますので、非常に重要な事業だと思いますので、よろしく願います。

○委員長

次に、同じく132ページ、児童福祉総務費、支援対象児童等見守り強化事業費補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

こちらも城丸議員がほとんど質問していただいたので分かるんですけど、もう少し質問させてください。そもそもこの主任児童委員さんたちは、この事業について知らないまま主任児童委員をされていると思うんですよ。そこにこの事業をやってくださいというふうにこられると、難しさがあると思うんですけども、その辺の対応については、どのようにされているのか、それを含めて今後の見通しを教えてください。

○子育て支援政策課長

支援対象事業と見守り強化事業につきましては、市からの提案をさせていただいております。ただ、主任児童委員会議の中で、まずこの国の事業がこういう事業で、飯塚市としてどうやってこの事業を活用してやっていけるかどうかにつきましては、主任児童委員会議の中でお話をさせていただきまして、代表の方と私ども市の担当者と、飯塚市としてどうやっていくかという協議をさせていただいております。そのあとに内容が確定しまして、主任児童委員会議の中で全員の方に一応ご説明をさせていただいておりますが、やはり初めてする事業でございますので、委員の皆様から不安の声が聞かれたことは、間違いのないことでございます。その部分につきまして、不安を解消する上でも、件数を1地区2件以内という形で数を絞って、主任児童委員の方にご協力を今いただいているところでございます。今後の見通しといたしましては、主任児童委員の方と相談しながら、訪問件数はふやしていきたいというふうに考えております。主任児童委員の方に各地区からの見守りが必要な家庭について、逆に各地区からもこういった方の見守りが必要という形で提出をいただきながら、市内全域にこの事業を広めて、見守り強化につなげていきたいというふうに考えております。

○金子委員

ここもやはり市の支援というか、連携が必要だと思います。見守りは本当大変だと思いますので、しっかりと主任児童委員さんと協力しながら、やっていただきたいと思います。

○委員長

次に、132ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費と、同じく132ページ、児童福祉総務費、子ども医療費については、川上委員より取り下げる旨の申出がっておりますので、お願いいたします。

次に、133ページ、児童措置費、保育補助者雇用強化事業費補助金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

この事業につきましても、来年度から始まる事業だと思いますけれど、これも内容を教えていただきたい。

○子育て支援政策課長

この事業につきましては、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的といたしまして、保育補助者の雇用に必要な費用の一部を、私立の保育園及び幼保連携型認定こども園に補助する事業でございます。保育補助者の業務といたしましては、保育日誌の記入や翌日の行事に向けた準備と対応、保育士との共同による保育の実施などがございます。補助基準額、上限額につきましては、定員121名未満の施設は、1か所当たり年額232万8千円、定員121名以上の施設は、1か所当たり年額465万6千円でございます。

○城丸委員

保育士不足と保育士の負担軽減は前から言われてきたことですが、いろんな施策がされております。次のページ、133ページにあります保育体制強化事業というのがあるのですが、これとの違いはどのようなものですか。

○子育て支援政策課長

保育補助者雇用強化事業及び保育体制強化事業は保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的といたしております。違いにつきましては、保育体制強化事業は、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片づけ等といった、保育に係る周辺業務を行う者の配置支援を行う事業で、園児と接することのない保育周辺業務であります。保育補助者雇用強化事業につきましては、園児と接する業務でございます。その点が違うということでございます。

○城丸委員

そしたら、直接園児と接するのと、接しないことだけの違いということですね。それを県費で8分の7と4分の3ということ。分かりました。ありがとうございました。

○委員長

次に、133ページ、児童措置費、保育士等処遇改善臨時特例補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

簡単にいきます。この事業の対象者を教えてください。

○子育て支援課長

この事業は、令和3年11月19日の閣議決定により、保育士等を対象とした処遇改善臨時特例事業として、令和4年2月から令和4年9月まで行われるものでございます。事業の内容といたしましては、職員の賃上げを引き上げるための費用を補助するものと、公定価格の減額分を上乗せして補助するものの2つから成り立っております。事業の対象者といたしましては、職員の賃金引上げにつきましては、法人役員を兼務する施設長を除く職員が対象で、保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員なども対象となっております。公定価格の減額分上乗せにつきましては、法人役員等を兼務する職員等も含めて対象となっております。

○金子委員

どのように配分されるのか、お示してください。

○子育て支援課長

職員の賃金を改善する部分につきましては、必ずしも対象者に一律同額とする必要はなく、職員の配置状況や経験年数等に応じた配分等、柔軟な運用が可能とされております。具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額につきましては、事業者の判断により決定することが可能とされておりますので、個々の事業者ごとに計画された配分に基づき、対象者に支払われるものとなっております。

○金子委員

どのような施設が対象になるのか、また、対象とならない施設も一緒にお示してください。

○子育て支援課長

保育所、幼稚園、認定こども園等の公定価格の対象となる施設が、まず該当いたします。公立施設も対象となり、また公定価格の対象とならない幼稚園につきましては、文部科学省による補助が別途行われることとなっており、福岡県私学振興課による補助の対応が予定されております。また、対象とならない施設につきましては、認可外保育施設や企業主導型保育施設等が対象となりません。

○金子委員

いろいろな方がこれに対して議論されているのを、私もよく知っているんですけども、同じ子どもを見ていて、コロナの対策ということでやっているんだけど、施設が違う、関係している国の省が違うというところで、この認可外保育とか企業主導型保育が対象にならないということなんですけれども、これについて何か施策はございませんか。

○子育て支援課長

こちらの施設につきましては、対象とならないことを私どもも分かっておりますけれども、事業の対象とならない施設に向けた国や県の新たな取組等が今のところ予定されておられませんので、その動向を注視していき、今後研究していきたいというふうに考えております。

○金子委員

これは本当に要望ですけれども、同じ子どもたちを預かっている市として、ぜひ、市独自でも考えていただけたらと思っています。これは要望です。

○委員長

次に、134ページ、児童措置費、病児保育事業委託料について、金子委員より取り下げる旨の申出がありました。

次に、135ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

このひとり親家庭等日常生活支援事業、69万8千円が計上されています。まず、この利用状況についてお示してください。

○子育て支援課長

この事業は、母子家庭、父子家庭、寡婦の方が、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭及び生活環境の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭を支援する事業でございますが、利用の実績につきましては、派遣延べ回数が令和元年度で151回、令和2年度149回、利用時間が令和元年度で302時間、令和2年度で193時間となっております。令和3年度2月末現在では、派遣回数が延べ57回、利用時間が109時間と減少傾向でございます。減少の理由といたしましては、前年度に引き続き、コロナの影響もございまして、今年度は過去2年間で利用されておりましたひとり親家庭の生活環境が変わったことにより、そちらの家庭の支援が必要なくなったことというのが大きな要因となっております。

○金子委員

これはどのように周知をしているのか、教えてください。

○子育て支援課長

市のホームページや子育てガイドブック等に掲載し周知するとともに、令和3年度は市報12月号で、子育て支援が必要なご家庭に向けて、市の3つのサポート事業を1ページにわたり掲載しております。また、家庭児童相談や乳児家庭全戸訪問時に支援の必要な家庭に対し、しっかりとした援助の手が差し伸べられるようにチラシや福祉のしおりを配布し、直接、情報提供を行っているところでございます。

○金子委員

これも要望ですけれども、ひとり親の家庭というのは、もともと子どもを育てる家庭というのが孤立している、特にコロナの間に孤立していると言われていています。また、子どもを育てることは自己責任と叫ばれているというようなところもあって、自分で産んで自分で育てるのが当たり前というようなことを、いつの間にか思っている。社会で育てている、子どもたちは社会で育っていくということを全面的に示すような授業があったらいいなといつも思っています。例えば、それが紙に書いても伝わらないと思うんですよね。例えば、実際に使ってもらえるような支援とか動画とか、クーポンを使って、これをやれば使える、もっと手軽にステップを踏まないでやれるような仕組みを考えていただければと思っています。

○委員長

次に、135ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

金子委員の質疑でおおよそ分かりましたので、これについては取り下げしたいと思います。

○委員長

次に、同じく135ページ、母子父子福祉費、養育費保証促進補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

135ページ、養育費保証促進補助金についてお聞きいたします。まず、事業の実施状況、並びにどういった事業なのか、ご案内ください。

○子育て支援課長

こちらの事業の内容につきましては、ひとり親家庭の母または父、現に子どもを養育してあるひとり親の養育費の取り決めの内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用を補助する事業でございます。また、令和4年度からは公正証書等による債務名義作成のための費用に対する補助制度も新設いたします。実績につきましては、補助事業を開始いたしました令和2年度は、相談件数が12件、申請が1件、令和3年度は、現在までに相談件数が24件で、申請が2件となっております。

○江口委員

この事業、それこそ明石市でやっている事業を紹介させていただいてスタートして、来年度に関しては、債務名義をつくるということに関して広げられるということに関しては、非常にありがたいと思っています。ただ、実施状況をお聞きする限りでは、実際の申請が1件、2件ということですね。並びに相談件数についても12件、24件というような形なんですけれども、離婚の件数を考えると、離婚の件数200件超ですよね。ということを考えて、やはり多くの場合では使われていないわけです。ただ、現実には厳しい状況にある方々というのは、非常にまだまだおられるんだと思います。その周知について、明石市の部分を紹介させていただいたときには、離婚届を取りに来るときに一緒に渡していただくことをぜひというお話をさせていただきました。現状において周知はどのようになされているのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

本市での事業の実施に関する周知につきましては、離婚して、ひとり親になる前の段階で、養育費に関する公正証書等の債務名義化の必要性をお知らせすることも必要と考えますので、市報、ホームページや子育てガイドブック等を利用した周知はもとより、啓発用のチラシを作成して、子育て支援課を初め各機関の相談窓口に来られた方や、市民課の窓口に離婚届の用紙を取りに来られた方などにお渡ししております。また現在、法務省及び厚労省が合同で作成した別居・離婚時リーフレットのひな形をもとに、本市においても市民課がリーフレットを作成するというので準備をされておりますので、当該事業につきましても掲載をして、周知を図っていきたいと考えております。

○江口委員

ある程度しっかりやられているのかなとは思いました。この養育費の取り決めに関しては、離婚成立後でも大丈夫なんですよ。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○江口委員

やっぱり、どうしてもいろんなことがあって、もう、えいと出されるかもしれない。でも、その後でも間に合うことがあるわけですから、ぜひ、その点も含めて、しっかりとお伝えしていただきたいと思っています。

○委員長

次に、141ページ、青少年対策費、産前・産後生活支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

こちらのまずは産前・産後生活支援事業についてお聞きいたします。まず、こちらの利用状況についてお示してください。

○子育て支援課長

こちらの産前・産後生活支援事業の利用実績につきましては、令和元年度が51名、令和2年度が39名。派遣延べ回数が、令和元年度164回、令和2年度116回。利用時間では、令和元年度が321時間、令和2年度で232時間となっております。令和3年度2月末現在では、利用者数31名、派遣延べ回数98回、利用時間195時間と、昨年とほぼ変わらない利用状況でございます。

○金子委員

まず、周知はどのようにされているのか、教えてください。

○子育て支援課長

ひとり親家庭等日常生活支援事業と同様に、市報、市のホームページ、子育てガイドブック等に掲載をして周知しております。また、母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問の際にチラシを配布したり、福祉のしおりなどを配布しております。

○金子委員

この事業も、先ほど私も申しましたが、ひとり親家庭等日常生活支援事業と同じことで、社会全体で子育てをしているということを実感してもらおう。子育てしているのはあなた1人じゃないということを実際に体感してもらおうように、クーポン等を使って、ワンステップで、いろんなことを書かなくても、すぐできるよというような事業にしてもらいたい。実際にこれを行っているような自治体はたくさんありますので、できることをしっかり考えていただきたいと思っています。要望で終わります。

○委員長

次に、142ページ、青少年対策費、ファミリーサポートセンター事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

こちら、ファミリーサポートセンター事業690万2千円が上がっております。まず、こちらの債務負担となった経緯についてお示してください。

○子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業につきましては、市がこの事業を開始した当時から、NPO法人つどいの広場いづかに委託をして行ってまいりましたが、昨年の夏ごろに、つどいの広場いづかより、来年度以降の事業の継続が難しいということ、法人の都合により難しいというお話をいただきましたので、新しい事業者の選定を行ってきたものでございます。当該事業につきましては、国の子育て支援施策の一つであり、事業を途切れることなく行っていくために、令和3年度中にプロポーザルによる事業者の選定を行い、現在、引き継ぎ作業を行っているところで、そのために債務負担としたものでございます。

○金子委員

今まではファミリーサポートセンター事業は、NPO法人つどいの広場だったけれども、新しく事業者を募ったということですが、新しい事業者についてお示してください。

○子育て支援課長

株式会社福岡ソフトウェアセンターが、来年度の事業者となっております。

○金子委員

目的は子どもたちやその保護者に対する支援だと思っておりますけれども、何かこの事業者が変わることで変更があるのか。また、このソフトウェアセンターの特徴等、やってもらいたいと思うようなことがあれば、教えてください。

○子育て支援課長

当該事業者にはファミリーサポートセンター事業の実績はございませんが、本社社屋には届出保育施設を開設しておられまして、子育て支援の実績のある業者でございます。業者選定の審査会におきましても、業務の内容についてしっかりとした認識をお持ちであり、お願い会員さんとまかせて会員さんのマッチングのためのノウハウも備えていると判断したものでございます。実施体制につきましては、専任の担当者を配置することはもちろんでございますが、システム保守スタッフによる24時間365日の緊急事態への対応が可能であること、個人情報の保護に関しましても、国の法律によるプライバシーマークの付与を受けておられます。さらに当該事業者の強みでありますIT技術を生かし、会員情報をデータベース化し、マッチングに役立てるとともに、ファミサポ通信の電子化やZoomを利用したオンライン研修会の実施などを計画されているところでございます。

○金子委員

こちらの事業も、だんだん周知が薄くなっているような印象がございます。実際にまかせて会員も減ってきたというようなことを、以前聞きましたが、ここはどのように、市はどのように連携していくのか、お示してください。

○子育て支援課長

質問委員がおっしゃいますように、会員数については、若干、ここ数年、減っているところでございますが、今年度は、福岡子育てマイスター認定研修会という研修会の修了者に対して、マイスター事務局から声かけをしていただき、まかせて会員の増加になっているところでございます。このように、子育て支援に興味のある方をターゲットに周知を進めるとともに、新規事業者においては、IT化による適切かつ迅速なマッチングはもとより、こちらの事業者につきましては県の委託を受け、公共職業訓練を実施しており、女性が8割以上を占める修了者に対して、当該事業の周知が可能であるということから、今後の会員増加に期待しているところでございます。また、これまでお願い会員にはファミリーサポートセンター事業者が行う講習を1回、受講することが条件となっておりますが、令和4年度からはこの条件をなくし、ま

た、まかせて会員さんについても、合計8回の講習の受講を必須としておりましたけれども、福岡県子育て支援員研修の修了者につきましては、受講を免除するような要綱の改正を行っており、会員登録についても見直しを行い、会員の増加に向けて準備をしているところでございます。

○金子委員

今までやってきた支援がさらに充実していただくよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、142ページ、青少年対策費、庄内児童館大規模改造事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

142ページ、青少年対策費、庄内児童館大規模改造事業費について、質問させていただきます。まず、この事業の目的につきまして、答弁をお願いします。

○教育総務課長

本事業の目的としましては、令和2年6月に策定いたしました飯塚市学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒が安全安心に学校施設を利用できる環境を確保することを目的といたしております。本計画では、施設ごとに老朽化状況を確認し、健全度評価の低い施設から優先的に改造を実施していくものでございます。また、庄内児童館につきましては、1976年、昭和51年になりますが、庄内幼稚園として建築され、その後平成25年から庄内児童館として運用が開始されております。今回、建築から40年以上経過している施設の中でも、健全度評価が低く、優先的に大規模改造を実施する対象施設として、令和4年度には実施設計とアスベストの調査を行いまして、令和5年度に大規模改造工事の実施を予定いたしております。

○永末委員

御存じのように、この施設自体が庄内小学校のすぐ隣にあります。今答弁がありましたように、私も通いましたけど、庄内幼稚園として利用されていて、現時点では児童館として運用されています。非常に利便性のいいところで、学校から距離が近いということで、すごく重宝されていると思いますので、そういった部分、古かったので、そこに手を入れていただけるというのは、すごくありがたいなと思っています。実際の大規模改造の内容、工事概要について答弁いただけますか。

○教育総務課長

大規模改造につきましては、建築当時の状態に戻すことを目的といたしまして、施設を改修、更新するものでございます。工事概要につきましては、今後の実施設計にて整理させていただきますが、項目としましては、屋根、屋上の防水、外壁の塗装、内装の更新、トイレ改修、電気設備ではLED照明、機械設備では給排水施設等の更新といった整備水準の基本に立ちまして、また具体的な改造等に当たりましては、部位ごとの老朽化した状況に応じた改修を行うようにしております。

○永末委員

大分年数が経っていますので、いろんなところに、見える部分、見えない部分で、手を入れなくてはいけないところがあると思いますので、そういったところをしっかりとやっていただくということだと思うんですけど、実際、私が今その施設にあまり出入りすることがありませんので、現状というのがどうなのかというのをリアルタイムでちょっと見させていただくことはあまりないんですけど、まず、そういったときに、やっぱり実際に使っている方とか、関係者の方のご意見とかをしっかりと聴取していただいているのかなというのを、やっぱり感じるんですけど。実際に工事をやった後に、こういうところがあったんですけどというのも、聞くことがあったりもしますので、そういったことがないようにしていただきたいと思うんですけど、そういう関係者などへの聞き取りでありますとか、要望等というのは、ありますでしょうか。

か。

#### ○教育総務課長

今後の事業実施に当たりまして、昨年の9月になりますけども、当施設で児童館、児童クラブの運営等を委託しておりますNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に対し、改修計画の参考とするために調査票による事前調査を実施しております。また、現場におきましても、放課後児童支援員さんへの聞き取り調査を行っております。建築当時がどうしても幼稚園であることから、間口の広さなど、利用上の問題点も幾つかございますが、現場の声には、先ほどご説明しました整備水準におおむね合致した内容でありました。特に、トイレ水洗化への更新は優先課題として設計に反映させていきたいと考えております。今回実施する改修は、建設当時の状態への機能回復でありますので、全てのご要望にこたえることが難しいところもございますけども、施設が安全安心に利用できる環境を確保できるよう、しっかり計画してまいりたいと考えております。

#### ○永末委員

最後、要望で終わります。先ほども申し上げたように、立地も非常にいいところにありますし、共働き世帯というのも、たくさんいらっしゃいますんで、やはりここを利用されている方、ご家庭というのは、大変多いというふうにも聞いています。ですので、ぜひ既存施設の改修ですので、いろいろと制約も生じるかと思っておりますけども、しっかりと進めていっていただくことを要望いたしまして、終わらせていただきます。

#### ○委員長

次に、130ページほか、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費、保育所費、保育所運営事業費について、江口委員の質疑を許します。

#### ○江口委員

130ページほかで保育に関してお聞きいたします。まず待機児童対策保育士等の処遇改善についてなんですが、資料のほうを出していただきました。追加資料の25ページから、ざっと出していただいています。ありがとうございます。まず保育士等の処遇改善についてなんですけれど、保育士確保対策事業として、国がいくらかのメニューを出しているわけですが、そして市においても、独自でやっていたりする部分があったりするわけなんですけど、市のやっていることと、国の準備しているメニューと比べた中で、国にあって市にないもの、そういったものがあるのかどうか、お答えいただけますか。

#### ○子育て支援政策課長

本市の待機児童対策に関する事業の中で、市独自の事業につきましては、先ほど江口委員も言われます25ページに記載のとおり3事業がございます。また、国のメニューと市が同じ実施している内容につきましては、国から補助金を受けている部分について、保育体制強化事業と保育所等におけるICT化推進等事業、令和4年度の当初予算に計上しております保育補助者雇用強化事業がございます。本市のほうで実施がなく、国のほうで準備しているメニューにつきましては、保育士宿舍借り上げ支援事業がございます。

#### ○江口委員

独自事業でやってというお話なんだけれど、修学資金の貸付け事業ですね、それと修学資金か、これについては都道府県の事業としてありますよね、もともと。それに対して、都道府県の事業はあるんだけど、飯塚市は飯塚市として単費でやるというふうな形なんですね。片一方で、国が補助金をつけてやっている保育士の宿舍借り上げ、要するに家賃の補助についてはやらないわけです。これはなぜやらないのか、お聞かせいただけますか。

#### ○子育て支援政策課長

平成29年度に、保育士宿舍借り上げ支援事業について、検討のほうは行っております。私立の保育園等に聞き取りを行ったところ、自宅から通勤している方が多数いることと、借主が

保育士でない場合が多いとのことで、対象者は少ないということの意見をいただいております。事業効果が見込めないと判断いたしまして事業の実施には至っておりません。現在につきましてもその当時とは大きく変わったとは思っておりませんので、この事業の導入ということについては、今のところ考えておりません。

○江口委員

私立からの聞き取りで判断したというんだけど、片一方では、資料でいただいている分で、25ページ、保育士確保対策事業の中で緊急支援金貸付、これは就職準備金と引っ越し費用を出す分なんですけれど、令和元年、2年、3年を見ても、31件、30件、29件とあるわけですよ。これらの方々、皆さん自分でアパートを借りたりはされていないということですか。

○子育て支援政策課長

すいません、確認のほうはいたしておりません。

○江口委員

分からないわけでしょう。件数を見ても、就学資金、生活資金を見てください。修学資金に関しては、令和3年度は2件ですよ。生活資金が7件です。こういった部分もあっていいとは思いますが、片一方で、家賃の支援というのは、ある意味、非常に大きいものだと思います。これをやっているところは結構多いんですよ。国の制度があって、補助が出て、ある意味、修学資金、生活資金は、新たに保育士になられた方ですよ、3年以内でしたっけ。3年間やるんですよ。けれども、保育士の生活はずっと続くわけですよ。片一方で、待機児童のほうに関しては、26ページに資料を出していただきました。今年度の数字を見ても、4月当初では12人、ここでは少ないものの、現実には年の後半になってくると、50人を超えてきて、2月、3月になると60人オーバーなんです。現実にはまだまだ待機児童はおられるんです。皆さん方は未利用児童だということかもしれないけれど、現実的な待機児童です。やっぱりここをきちんとしないと、どこで子育てしようというときに、いや保育所は入れませんからと言われたら、ではよそ行きますからと話になるわけですよ。年末に、たしかガイアの夜明けだったかな、流山市の子育ての分が取り上げられていました。子育てするなら流山としてね、頑張っている。その中でも、保育園についてしっかりと積み上げてきている。片一方で、これ東ですよ、西だったら明石市。明石市も、非常に子育て環境ががらっと、今の泉市長になって変わったわけです。その中で、ある意味関西エリアから子育てをする方が移り住んで来ている。泉市長は、2人目、3人目を育てるときに、引っ越してきてくれればいいという話をするんです。そのために、ちゃんと支援を行っていくわけなんです。ここをもうちょっと、もうちょっとというか、しっかりと分厚くするべきだと思っているんです。先ほど、この事業について否定的というお話でしたが、市長、副市長、いかがですか。

○福祉部長

今、お話がありました飯塚市の就職緊急支援金の事業のほうですけども、これ引っ越しの分と就職準備金と両方ございます。内容等をしっかり私たちは把握して、どれほどの需要があるのか、確認しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○江口委員

この事業を利用している方だけではないでいいですよ。私立の保育士の方々、皆さん方に調査をかけて、対象となる方々おられるんだったら、十分準備していいんじゃないですかと思うんです。

次に行きます。この待機児童とかを考えると、必要になるのが、現実にどれぐらいの子どもたちが、どういったところで生活をしているかということなんです。資料として出していた分に関しては、後ろのほうに数字があったかと思うんですが、すみません、ご紹介いただけますか。企業主導型とか、認可外保育施設など、届出保育施設があるんですが、そういったところの入所定数についてご案内ください。

○子育て支援課長

企業主導型や認可外保育施設などの届出保育施設の入所児童数は定期的には調査を行っておりません。直近で把握している児童数につきましては、資料の49ページにもございますとおり、令和3年10月時点で231名ということになっております。

○江口委員

かなり的人数ですね。やはりこの方々というのは、本当だったら、最初は認可の施設を希望されているんだけど、残念ながら漏れたので行かれる方々、そしてまた働き方によっては、こちらの施設のほうが、ある意味、サービスの提供時間とかを考えると、行きやすいという方々もおられたりすると思うんです。そういった、届出保育施設に対しての支援というのは、市は何らかさされてますでしょうか。

○子育て支援課長

届出保育施設の所管は県となっておりますので、市が直接支援を行っているものはございませんが、新型コロナウイルス感染症に係る保育施設の従事者を対象としたPCR検査事業や、抗原検査キットの配布対象施設としての支援は行っているところでございます。

○江口委員

実は修学資金とか、生活資金に関して、ここの施設の保育士、対象外なんですね。そのままでもいいのかなど思ったりいたします。これらの施設に関しては県が所管ということなんですが、施設の監査、指導等に関しては、どのようになりますか。

○子育て支援課長

令和3年度に市が県に同行した監査につきましては、届出保育施設では、企業主導型保育施設10施設のうち3施設、認可外保育施設8施設のうち1施設について、一緒に監査を行っております。届出保育施設に対する監査につきましては、県は市の同行を必須とは捉えておりませんが、協力依頼をされております。このことにつきましては、児童の保育の状況把握の観点から、市内施設の監査には参加すべきという考えによるものでございます。

○江口委員

監査の同行に限らずですね、もっと積極的にやっていただけましたらと思います。というのはね、子どもはね、飯塚市の子どもですよ。ぜひ、その点をお願いしたいと思います。

この待機児童の分というか、この保育所を探すときですね、皆さん、結構大変なんですけれども、特に大変なのが年度途中で探すときなんです。その年度途中で探すとき、皆さんどうされているかという、ひたすら電話をかけるか、ひたすら訪問するわけですよ。電話をかけて、いやうちいっぱいです、うちいっぱいです、うちいっぱいですと言われるわけで、心が折れながら、それでもやるんですけど、ここの部分をそのまま保護者にさせるべきなのか。以前もご案内いたしましたけど、福岡市とかは、ホームページの中で、どこどこは何人の定員で、何人入っていると。空きがないというのが分かるわけですよ。そういったことをやっていただきたいというお話をしていたんだけど、いまだに飯塚市ではないんですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○子育て支援課長

質問委員おっしゃるとおり、保育施設の空き状況につきましては、公立も含めて、園の状況により、定員と実際に預かることができる園児の数が一致しないことがございますので、現在のところ、問合せがあった場合は、直接園に確認をとっていただくようお願いをしているところでございます。空き状況を確認し、ホームページに掲載するためには、各保育施設からの情報提供が必要でありますことから、私立保育協会と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

保育コンシェルジュを置いているわけでしょう。ですよ。利用者支援事業をやっているわ

けでしょう。これはつかんでなくてはいけない部分だと思うんです。いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:54

再 開 16:56

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申し訳ございませんでした。今コンシェルジュのほうは本市には配置しておりません。空き状況につきましては、市の職員がマッチングを行って、園と調整を行っているところでございます。

○江口委員

コンシェルジュを置くというふうな形だったかと思ったんですが、違ったんです。利用者支援事業がありますよね。利用者支援事業はコンシェルジュじゃないの。

○子育て支援課長

利用者支援事業は行っておりますが、コンシェルジュは置いておりません。

○江口委員

じゃあ利用者支援事業では、ここは把握しないんですか。

○子育て支援課長

利用者支援事業としてではなく、入所担当の職員が直接マッチングを行っているところです。

○江口委員

じゃあ、その入所担当の方でいいんですよ。きちんと確認をして、それをアップしていただく。ないし、聞かれたときにきちんと答える。だから、保護者に各園に電話してもらうのではなくて、そうすると、やっぱり園もそうなんです。園も電話がかかってきて、ごめんなさい、いっぱいなんですとお答えにならなくてはならない。10人からかかったら10回電話とるわけなんです。だけれども、これが市のホームページでぱっと見て分かるんだったら、この10回はなくなるわけでしょう。なので、できればホームページを早急に用意していただきたい。それができないのであれば、職員がきちんと把握をして、情報提供をする。やっていただきたいと思うんですが、いかがですか。やれます。やりますよね。

○子育て支援課長

空き状況につきましては先ほども申し上げましたとおり、定員と現在入っている人数の差で、それが全て受入れられるということではございませんので、私立の保育協会ともきちんと確認をとって、ホームページ等の対応はしたいと考えておりますが、本市の職員は定期的に私立の保育施設の情報連携はしておりますので、問合せがあったときには、お答えはできているものでございます。

○江口委員

じゃあ、そういったご案内を、市に問合せてください、市がちゃんと調べているからお答えいたしますと言わないと。直接園に確認をとっていただくようお願いをしたら、大変なんです、保護者は。そして、そうやって調べたことをご自分たちだけじゃなくって、各支援センター、子育て支援センターあるわけでしょう。子育て支援センターとか、そういったところにもお伝えをしたら、そこそこでも、こういうことがあるんです、こうやって聞いたらいいんですよ、ないし、今の時点ではこんな状況なんですと、お知らせできるわけですよね。ぜひ、そういったことをやっていただきたいんです。よろしいですか。

○子育て支援課長

ホームページの掲載方法についてまた検討して、確認をとりやすい情報連携の仕方を検討し、対応していきたいと思っております。

○江口委員

ホームページについては、すぐやる、やれないは答えられないのは分かるんだけど、片一方で、市の職員がきちんと確認をして、それをお伝えするという、それと同じものを支援センターにお知らせをして、そこでも聞かれたらお答えできるようにしていただけること。これについては、今の体制でできると思うんですが、やっていただけますか。

○子育て支援課長

協会のほうにもお願いをして、そういった体制がとれるようにやっていきたいと考えております。

○江口委員

はい、ぜひお願いいたします。そうしたらやっぱり、園にとっても楽になると思うし、何よりも保護者にとって、探す保護者にとって非常に楽になりますので、その結果の中で、やはり、どれだけ保護者の方々はきついんだろうなというのは想像できると思いますし、それに対してどうやって加速して、待機児童を減らすためにやっていくのか等々も考えられるのかなと思っています。

その私立の保育施設なんですけど、子どもたちも様々おられて、グレーゾーンの子どもたちとかもいたりするんだけど、各園に対して巡回したり、職員の方々が巡回したりしているのをごらんとお聞きしたことがあります。現状どういった形になっておられるのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

届出保育施設同様、県と合同に監査を行っているということでは巡回をしています。またそのほか巡回ということにつきましては、私立の保育園等も、公立も含めて、市の少年相談センターの職員が定期的に回っているものもございますし、また、保健師等が、年に2回ですけれども、巡回をして子どもさんたちの発達状況のご相談、確認をしたり、そういった事業もごございます。いろんな意味で巡回が行われております。

○江口委員

はい、その保健師とかの巡回相談は非常にありがたいという話を聞いたことがあります。ぜひ、充実していただけたらと思っています。

次に、保護者のニーズと提供される事業のミスマッチについてお聞きいたします。どういった部分がミスマッチなのかと考えると、やっぱり働き方が変わってきて、夜間休日の保育というところが、どうしてもミスマッチではないかと思うんです。このあたりについてはどうなっているのか、ご案内ください。

○子育て支援課長

届出保育施設や私立保育園では、夜間保育や休日保育を行っているところもございますが、市ではこれまで、夜間や休日に預けたいというような相談を直接受けたことはございません。

○江口委員

夜間休日の相談を受けたことがないというんだけど、現実の働き方を見たら、非常にそれはずれているんだと思うんです。それはもう、もし相談がないとしたら、それだけ市が諦められているかもしれないわけです。ちょっと考えてみたら、医療施設がある、病院がある、夜、看護師がいないということはないわけです。夜、医師がいないということはないわけです。当然のことながら、そういった環境の中で、どうしても預けなければならないお子さんがおられるでしょうし、休日というかね、今休日は日曜日ではないんだよという企業もいっぱいあります。と考えると、そういったところに関しては、もっと考えるべきだと思うんですが、その点、部長いかがですか。

○福祉部長

今言われますように、夜間や休日等のニーズ、これが全くないということは、実際にはない

と思います。これらのニーズ、今からしっかりちょっと把握をしながら、考えてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

次に、一時預かり、一時保育なんですけれど、ここについて最近ちょっと聞いていないんだけど、一時期ですね、一時預かりに預けに行こうと思うんだけど、断られてばかりなんですよという話を聞いたことがあります。ここ最近はいかがですか。

○子育て支援課長

質問委員おっしゃるとおり、以前は一時預かりを行うという一時預かり保育としていても、実際に十分な保育士を確保できずにお断りされてあった園もあったようでございますが、ここ最近では、きちんと実績報告を受けておまして、一時預かりをされると言われている園につきましては、きちんとした一時預かり保育を行っていただいているところでございます。

○江口委員

ぜひ確認しながら、断られることがないようにしておかないと、断られていたら、どっかよそに行って子育てしようということになりかねないので、よろしく願いいたします。

障がいのある子どもについてなんです。次にお聞きしたいんですけど、どうしても、障がいのある子どもについて、お預けしたいと思っても、保育園から断られるということをお聞きいたします。こういったことに関して、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

現在、市のほうで把握しておりますのは療育支援加算をしております私立の数でございますけれども、令和3年度では14園が加算をしておりますので、そういった障がいをお持ちのお子様をお預かりしているものと考えております。また、公立保育所では4施設6名の園児が療育手帳をお持ちでございますけれども、手帳をお持ちでなくても配慮が必要な園児を含めると、公立では141名というふうに把握しております。

○江口委員

公立に関しては、障がいのある子を受け入れるのは公立の役目なんだと、存在意義なんだという話を聞いて、積極的に受け入れているという話を聞いたことあるんだけど、私立の方とお話をしていて、どうしてもそこがグレーゾーンの子に関しては、きちんとお金が出ないんだという話を聞いたことがあるんです。その点については、今どうなっていますか。

○子育て支援課長

手帳を持たない園児につきましては、定義がないため把握が難しいところではございますけれども、療育支援加算につきましては、その手帳に加えて、特別児童扶養手当の受給や通所サービスの受給、医師の診断書等をもって、対象の児童とみなしているところでございます。

○江口委員

ということは、今はきちんと線引きというか、基準があって、それに従って出しているということですよね。ありがとうございます。

次に、虐待防止に関してなんですけれど、保育施設での虐待防止については、どうなっていますか。

○子育て支援課長

保育施設を回る監査の際に、監査項目の一つに虐待等の禁止という項目がございまして、子どもを観察し、虐待や不適切な養育等の早期発見に努めているか、虐待が疑われる場合、速やかに市町村等に通告しているか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないかなど、そういったものを監査のほうで確認をしております。また、令和3年度は、届出保育施設を含めた保育施設に、本市の家庭児童相談員が巡回し、虐待防止のための連携のお願いに回っているところでございます。また現在は、保育施設用の小さな子どもさん、お子様たちを対象とした虐待対応マニュアルを作成しているところでございまして、マニュアルができましたら市内

の全ての保育施設に配布したいと考えております。

○江口委員

虐待の確認の中で、飯塚病院のドクターと話をしているときに、できるだけ頻回に身体測定をしていただきたいと。身長、体重、これだけでいいので、月一遍でも測っていただけると、成長曲線がきちんと描けると、ちゃんとした栄養がとれているかどうかとか、そういった部分を考え合わせると非常にありがたいんだけどというお話を聞いたことがあります。この点については、公立、私立の保育園等々に関しては、いかがですか。

○子育て支援課長

公立の保育施設につきましては、月に1度必ず測定を行っているところでございます。私立におきましても児童台帳を整備し、定期的に記録を行っているというところは確認しております。

○江口委員

定期的には、月1回ぐらいやっていたいただいているということですか。

○子育て支援課長

私立の場合は、園によっての対応が異なっていますので、それを1園1園確認する時間はちょっと今回なかったのですが、申し訳ございません、そこまでの確認はできておりません。

○江口委員

ぜひそしたら今作成中のマニュアルに、ぜひ書き込んでいただいて、こうやっていただきたいというような形をお知らせしていただきましたらと思います。保育園、保育所に関しては、子どもたちの虐待を見つけるだけではなくて、保護者の困りごと、この保護者は大丈夫かなというを見つけるチャンスでもあると思います。そういった意味でも、地域への支援とか保護者への支援とかいう話が出てくるんですけど、その保護者への支援については、どうなっていますか。

○子育て支援課長

公立の施設におきましては、子どもや保護者と直接お話をする機会のある担任の保育士が気になる保護者がいる場合には、園長などに相談をして声かけをして、相談につなげているような状況でございます。私立におきましても、保育士の方とお話ししたときに同様の対応をされているということを聞いておりますので、同じであると認識しております。

○江口委員

そこでの気づきがきちんと子育て支援課に、虐待の調整機関である子育て支援課、そしてまた要対協のほうにきちんと情報としてつながっていくということが大切だと思っています。ぜひその点についても、そこまであわせてご案内していただきましたらと思います。あと虐待に関して保育施設を考えると、届出保育施設、先ほど言った企業指導型であるとかいったところに関しても気になるわけですけど、市が虐待の研修を行うケースがありますよね。そのときに、届出保育施設にもご案内されたりしておられますか。

○子育て支援課長

昨年度、令和2年度の研修会では届出保育施設のほうにはお声掛けはしておりません。また今年度は、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の予防のために、児童虐待防止に関わる関係機関に対する研修につきましては、職員、公立の保育士のみを参加ということで行っており、私立の保育士も含めて、研修会は今年度は行っておりません。しかし、令和4年度は、先ほどのお話にもありました検証委員会の報告書にもございましたとおり、保育所からも提言を受けておりますことから保育所を対象とした研修会の実施を計画しているところでございまして、その際には届出保育施設を含めて、参加の呼びかけを行いたいと考えております。

○江口委員

ぜひ、よろしくお願いたします。新型コロナウイルス感染症対策についてです。補助金が

予定されていますが、こういったものを対象と考えておられるか、お聞かせください。

○子育て支援課長

当該補助金につきましては、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入費、施設等の消毒等の費用と職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業として時間外の消毒作業などの超過勤務手当、想定外の感染症対策に関する業務への手当、非常勤職員を雇用した場合の賃金、そのほか感染対処対策を行う職員へのハンドクリームやエプロンなどの物品購入支援等を補助の対象としております。

○江口委員

間口が広いということで、非常に安心しました。最後に1点、コロナ関連なんですけれど、前も福祉文教委員会でお話ししたんですけれど、登園自粛についてなんです。登園自粛が必要であれば、市で必ず要請すべきだと考えます。そうすることで、保育料の還付を行うことができます。それをやらないのであれば、市から登園自粛についてはやらなくて、きちんと保育のサービスをやっていたらいいというべきだと考えますが、いかがですか。

○子育て支援課長

令和3年10月より、緊急事態宣言中におきましては、自主的な登園自粛についても保育料を還付することとして整備しております。また市では、保育施設が社会機能維持のため、園児やご家族、保育士等の健康を守るための感染対策に最大限配慮しつつ、原則、開所しているということをご理解いただき、感染拡大防止のために、育児休暇中やお仕事が休みなどの家庭で、自宅での保育が可能な日は、家庭での保育や早めのお迎えに、ご協力をお願いしているところではございますが、施設に対しましては保護者に強制的な登園自粛を求めるようなことがないように指導はしております。

○江口委員

強制的な登園自粛ってないわけですよ。ところが、受けるほう、そういったお願いを受けるほうにしてみれば、やっぱりプレッシャーなんです。そういうことを考えると、やっぱり、そこで登園自粛をしていただくことで、ある意味、保育園は、助かる部分が出てくるわけです。ということを見ると、緊急事態宣言中に限らず、例えば蔓延防止措置がとられている間については、登園自粛を園でやっていただいても構いません。その際には、保育料の還付というふうな手続をさせていただきますというふうな形で決めると、園のほうもお願いしやすいんです。それを決めてあげないと、園は、うーんと思いつつも、それでもやっぱり背に腹はかえられないから、少しでも思いながらお願いをする。片一方で、保護者のほうは、えーと思いつつも、何とか協力しようと思って、頑張れるかなと思って、登園自粛を受け入れる。だけれども、現実に行っていると、いっぱいいっぱいになりながら、もう切れる寸前ですよという話とかを、2月とか数件お話をお聞きしましたので、福祉文教委員会でお話をさせていただいたんです。改めてその点に関しては、来年度のみならず、今年度もしっかり考えていただきたいとお願いたします。

○委員長

お諮りいたします。「議案第4号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、3月14日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これもちまして令和4年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。